



# 第3次藤岡市環境基本計画 (改訂版)

2019-2028

藤岡市



## はじめに



私たちの藤岡市は、四季折々に表情を変える山々や、神流川や鮎川に代表される清流など、山紫水明で豊かな自然環境に恵まれたまちです。

このすぐれた自然環境を守るために、実施すべき環境保全と地球温暖化対策における基本的方向や施策をまとめた「第3次藤岡市環境基本計画」を平成31年3月に策定し、市民及び事業者の皆様と行政が一体となって、環境活動を実践してきました。

第3次藤岡市環境基本計画は当初、策定より5年が経過してから改訂を行う予定でしたが、環境分野における変化が大きく、また、本市における環境分野の新たな取り組みを反映させるべく、計画の改訂を1年間前倒しし行いました。

近年は異常気象が多発し、台風等の気象災害が激甚化するなど、地球温暖化に伴う環境への影響が強まる一方です。このような情勢において、気候変動に関する議論が世界中で行われており、COP26（国連気候変動枠組条約第26回締約国会議）では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前から1.5℃未満に抑えることが目標にされるなど、環境保全への取り組みに対する強化が求められています。

本市は、国が2050年カーボンニュートラルの実現を目指す中、市内の脱炭素化を進めるために、率先して「2050年ゼロカーボンシティ」を表明しました。また、「温室効果ガス排出量ゼロ」、「プラスチックごみゼロ」、「食品ロスゼロ」を目標の1つとする「ぐんま5つのゼロ宣言」の趣旨に賛同し、同じ目標から構成される「ふじおか5つのゼロ宣言」を県内市町村に先駆けて表明し、環境負荷の小さい、持続可能な社会構築に向けて施策を展開しています。

第3次環境基本計画（改訂版）においては、この宣言を踏まえた内容とするほか、これまで実施してきた施策の実績を踏まえ、施策の内容や目標について、見直しを行いました。

この度改訂した計画を通じて、本市における市民及び事業者の皆様へ、実施すべき施策や目標を認識していただき、共に歩いていくことで、自然豊かな藤岡市を未来へつなげてまいります。

おわりに、この計画の改訂にあたって貴重なご意見をお寄せいただいた多くの市民の皆様、また、ご審議いただきました藤岡市環境審議会委員の方々に心から感謝と御礼を申し上げます。

令和5年3月

藤岡市長 新井 雅博





# 藤岡市環境基本計画

## 目 次

第1章	計画の基本的事項	
第1節	計画中間見直しの背景	1
第2節	計画の位置付け	4
第3節	計画の推進主体	5
第4節	計画の期間	6
第5節	計画の対象	7
第6節	計画の進行管理	8
第2章	計画策定の方向性	
第1節	日本及び世界における環境政策と社会情勢の変化	9
第2節	本市の課題と対応の方向	14
第3節	計画策定の方向性	19
第3章	望ましい環境像と施策の体系	
第1節	望ましい環境像	21
第2節	施策の体系	22
第4章	施策の展開	
第1節	基本目標1 脱炭素社会の実現	24
第2節	基本目標2 循環型社会の構築	34
第3節	基本目標3 自然と共生する社会	42
第4節	基本目標4 安全・安心な社会	56
第5節	基本目標5 環境保全の学習と活動	67
資料編		
1	藤岡市環境基本条例	74
2	藤岡市環境審議会規則	77
3	藤岡市環境審議会委員名簿	78
4	策定経過	79
5	アンケート調査結果	81
6	第2次藤岡市環境基本計画施策実施状況	89
7	用語の説明	93

# 第 1 章

## 計画の基本的事項

第 1 章では、計画策定の背景、計画の目的、  
その他計画の基本となる事項を示します。



## 第1節 計画中間見直しの背景

### 1 これまでの経過

今日における環境問題は、ごみの増加、大気汚染や水質汚濁などの身近な公害問題だけに留まらず、地球温暖化のような地球規模のものまで多岐にわたるようになりました。中でも、地球温暖化による気候変動は、干ばつ、異常気象、海面水位の上昇、生物種の絶滅など、取り返しのつかない被害が危惧されています。

藤岡市（以下「本市」という。）では、こうした環境問題に対処するため、平成10年3月に「藤岡市環境基本条例」を制定するとともに、平成11年3月に「第1次藤岡市環境基本計画」、平成21年3月には「第2次藤岡市環境基本計画」を策定し、本市の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

「第2次藤岡市環境基本計画」の計画期間が平成30年度で満了したこと、東日本大震災の発生による切迫したエネルギー事情や再生可能エネルギーへの方針転換、地球温暖化問題への更なる施策の展開、循環型社会の実現に向けた取り組みの強化など、社会情勢の変化を踏まえ、「第3次藤岡市環境基本計画（以下「本計画」という。）」を策定し、環境の保全と創造に関する更なる取り組みを推進してきました。

### 2 本市を取り巻く状況

平成27年には、「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」で、2020年以降の地球温暖化防止の新たな枠組みとなる「パリ協定」が採択されたほか、「国連持続可能な開発サミット」で、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」が採択されるなど、地球温暖化をはじめとする環境問題に対する国際的な取り組みが加速化しています。

わが国においても、平成30年に持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定を踏まえた「第5次環境基本計画」を策定しました。また、令和3年に地球温暖化対策の推進に関する法律を改正し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを明記したことを踏まえ、「地球温暖化対策計画」を改訂しました。そのほか、平成30年に「循環型社会形成推進基本計画」、令和3年に「第6次エネルギー基本計画」が策定されるなど、環境に関するさまざまな取り組みを推進しています。

群馬県においても、令和3年に「群馬県環境基本計画」を策定したほか、自然災害による死者ゼロ等、地球規模の課題を解決し、災害に強く、持続可能な社会の構築及び県民の幸福度を向上させるために「ぐんま5つのゼロ宣言」を表明しました。

### 3 本市の状況

気候変動に対する環境保全の取り組みの加速化が求められる中、本市においても様々な施策を展開しています。

令和2年に「2050年ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までに市内全域における温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目標として掲げました。また、群馬県が表明した「ぐんま5つのゼロ宣言」の趣旨に賛同し、藤岡市における施策に特化した「ふじおか5つのゼロ宣言」を表明しました。

本市における環境施策の指針となるこれら宣言を踏まえて、温室効果ガス排出量ゼロに向けた施策を強化すべく、令和5年3月に藤岡市地球温暖化対策実行計画を一新し、市の事務事業だけでなく、市内全域における温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを対象とした「第4期藤岡市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。また、ふじおか5つのゼロ宣言における施策を効果的に進めるため、目標毎の詳細な実現プランを策定するとともに、庁内委員会を立ち上げ、定期的な点検を行っており、今後も随時施策の追加、見直しを行います。

また、温室効果ガス排出量削減に向けて、再生可能エネルギーの利活用が強く求められています。本市は自然が豊富であり、全国的に見ても日照量に優れているなど、再生可能エネルギーのポテンシャルが高いまちです。これらを有効に活用し、自然と共生する社会を構築すべく、令和5年3月に「藤岡市地域再生可能エネルギー導入計画」を策定しました。

新たに策定された2つの計画と、未来を見据えた2つの宣言を環境分野における施策の主軸とし、整合性を取りつつ改訂を行ったものが、本計画となります。



## 「ふじおか 5つのゼロ宣言」 ～2050年に向けて～

2020.6.29

藤岡市は、市民の幸福度を向上させるため、群馬県と共に災害に強く、持続可能な社会の構築を目指します。

### 宣言1 自然災害による死者「ゼロ」

藤岡市の強靱化とともに、市民の防災意識を高め、自然災害による死者を「ゼロ」にする。

### 宣言2 温室効果ガス排出量「ゼロ」

日照時間の長さや豊富な水・森林資源など、本市の恵まれた再生可能エネルギー資源を最大限に活用して、温室効果ガスの排出量を実質「ゼロ」にする。

### 宣言3 災害時の停電「ゼロ」

エネルギーの自立・分散を進め、災害時における電力供給力を強化する。さらに、電力の地産地消により、地域内での資金循環を活性化させる。

### 宣言4 プラスチックごみ「ゼロ」

小売店や飲食店と連携を取りながら、環境中に排出されるプラスチックごみをなくす。

### 宣言5 食品ロス「ゼロ」

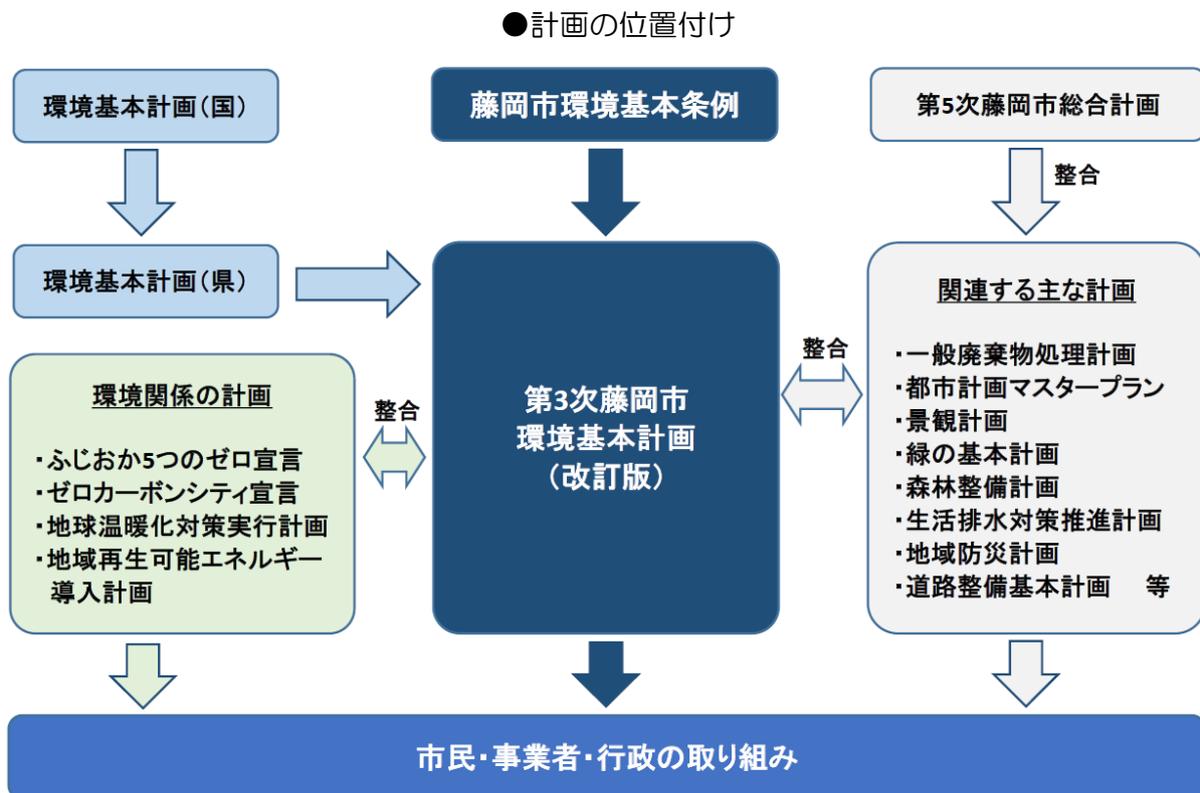
もったいない  
「MOTTAINAI」の精神を大切にして、食品ロスが発生しないようにする。

## 第2節 計画の位置付け

本計画は、本市における環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものであり、市民、事業者、行政が共通認識のもとで環境の保全に取り組むための指針となるものです。

また、「藤岡市環境基本条例」の基本理念と、本市の最上位計画である「第5次藤岡市総合計画」を環境面から具現化していくために定める計画であり、本市の環境関連計画における最も重要な計画として位置付けられます。

計画策定に当たっては、国や県の環境基本計画との関係性を考慮し、本市が策定する各種計画との整合性を図ります。また、策定時には「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく「藤岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を統合した計画として位置付けましたが、藤岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）と一本化し、新たに第4期藤岡市地球温暖化対策実行計画を策定したことに伴い、本計画から独立しました。なお、今後も市全体の温暖化対策については、継続して施策を展開していきます。



## 第3節 計画の推進主体

本計画の推進主体は、「藤岡市環境基本条例」第4条から第6条に基づき、市民、事業者、行政とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協力・協働で実践していきます。

### ●計画の推進主体

#### 行政

- ◆ 施策の実施に当たっては、環境の保全及び創造を基本的かつ総合的に推進する。
- ◆ 市民及び事業者が環境への理解を深め、かつ、意欲を高めるため必要な措置を講じる。

### 協力・協働で環境に配慮した 行動を実践

#### 市民

- ◆ 日常生活において環境への負荷の低減に自ら努める。
- ◆ 良好な環境の保全及び創造に自ら努め、市の実施する施策に積極的に協力する。

#### 事業者

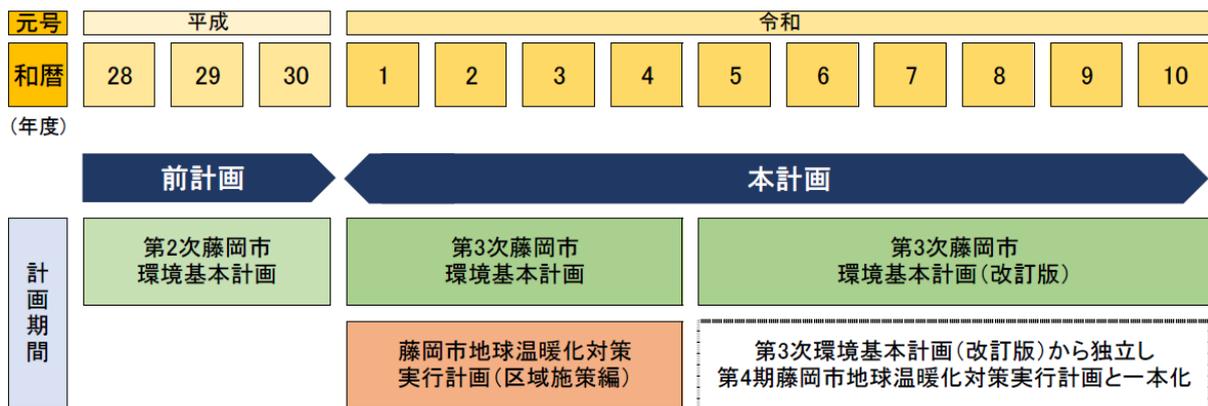
- ◆ 法令を遵守するとともに、その事業活動によって生じる環境への負荷を低減するため、自己の責任において、必要な措置を講じる。
- ◆ 市の実施する施策に積極的に協力する。

## 第4節 計画の期間

本計画は、「第5次藤岡市総合計画」との整合を図り、令和10年度を最終年度とし、令和元年度からの10年間を計画期間とし、5年毎に計画の見直しを行うこととしていましたが、近年の環境情勢に関する変化の大きさを踏まえて、1年前倒しして見直しを行いました。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づき、本市の「藤岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」も本計画に抱合して策定しましたが、「藤岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」と一本化した「第4期藤岡市地球温暖化対策実行計画」策定に伴い、本計画から独立しました。

なお、環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ、今後も必要に応じ計画の見直しを行うこととします。

### ●計画の期間



ふじの咲く丘

## 第5節 計画の対象

本計画では、身近な環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

本計画の対象分野は、①脱炭素社会の実現、②循環型社会の構築、③自然と共生する社会、④安全・安心な社会、⑤環境保全の学習と活動の5分野とします。また、対象とする地域は藤岡市全域とし、広域的な対応が必要なものについては、国や県、他の地方自治体等と協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

### ●計画の範囲

対象分野	対 象
脱炭素社会の実現	・ 温室効果ガス排出量の削減 ・ 再生可能エネルギーの導入の推進 など
循環型社会の構築	・ ごみの減量とリサイクルの推進 など
自然と共生する社会	・ 清らかな水の保全 ・ 豊かな自然と生態系の保全 など
安全・安心な社会	・ 快適で安らげる生活環境の確保 ・ 安心・良好な街並み など
環境保全の学習と活動	・ 環境教育・環境学習の推進 ・ 環境保全活動の推進 など

### ●計画の対象

#### 第3次藤岡市環境基本計画（改訂版）

行政

市民

事業者

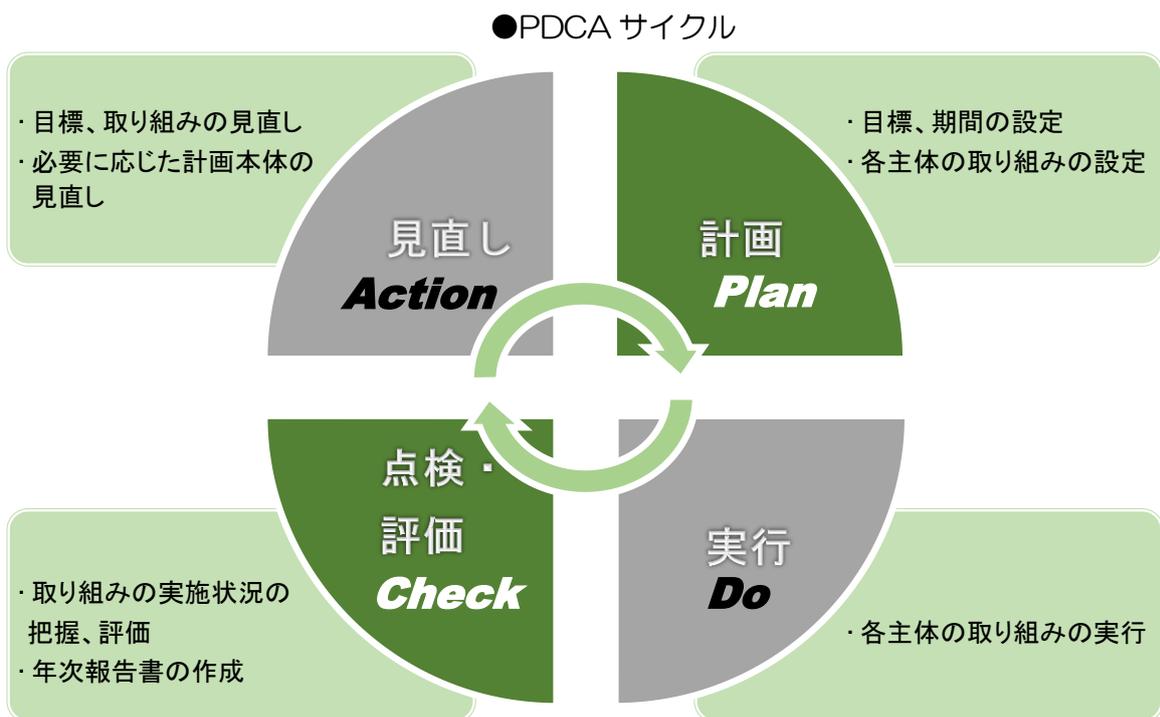
藤岡市

## 第6節 計画の進行管理

本計画の実効性を確保していくためには、計画の適切な進行管理を行う必要があり、進捗状況や成果を点検・評価し、さらにそれを次の取り組みに反映させる仕組みが重要です。

そこで、本計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方にに基づき、『計画：Plan』、『実行：Do』、『点検・評価：Check』、『見直し：Action』という手順によるPDCAサイクルを用い、これらを繰り返し行っていくことで計画の進捗状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図ります。

このサイクルは、1年を基本単位として実施しますが、点検・評価の結果や社会情勢の変化、本市の環境に大きな変化が生じた場合等には、関係機関と協議の上、計画全体の見直しも行います。



# 第2章

## 計画策定の方向性

第2章では日本及び世界の情勢等の変化に対応した  
本市の計画策定の方向性を示します。

## 第1節 日本及び世界における環境政策と社会情勢の変化

国は、「環境基本法」に基づき国の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める「第五次環境基本計画」を平成30年4月に閣議決定しました。

第五次環境基本計画は、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」（下図）の考え方を活用しながら、分野横断的な6つの重点戦略（「経済」「国土」「地域」「暮らし」「技術」「国際」）を設定し、6つの環境政策（「気象変動対策」「循環型社会の形成」「生物多様性の確保・自然共生」「環境リスクの管理」「基盤となる施策」「大規模災害発生時の対応」）により推進していくものです。

●持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標



一方、平成30年に「第4次循環型社会形成推進基本計画」、令和3年に「第6次エネルギー基本計画」がそれぞれ閣議決定され、その骨子は「第五次環境基本計画」と共通しています。

### 持続可能な開発目標（SDGs）とは？

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットにて定められた、2016年～2030年までの15年間で達成するための世界共通の目標です。

持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。



# 1 脱炭素社会の実現

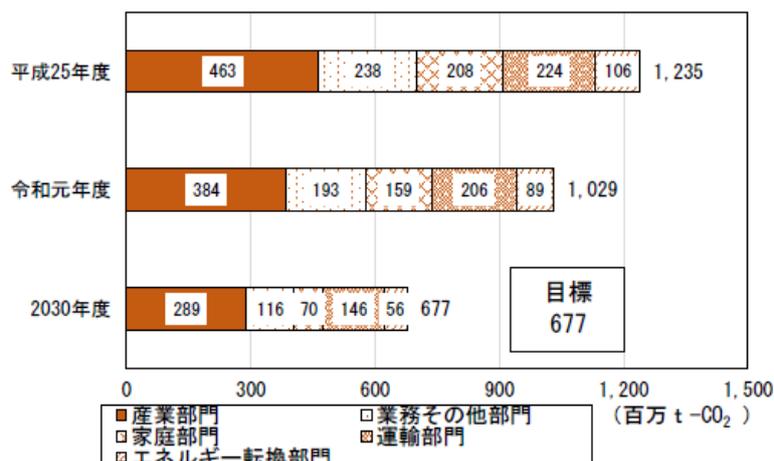
平成 23 年 3 月の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、国のエネルギー政策は大きな転換を余儀なくされました。また、脱炭素に向けた世界的潮流や、エネルギー安全保障の確保の重要性が高まったことを踏まえて、国は令和 3 年 10 月に、「第 6 次エネルギー基本計画」を策定し、原発依存度の低減、化石資源依存度の低減、再生可能エネルギーの拡大、徹底した省エネルギーの推進及び温室効果ガス排出量の抑制を目指すこととしています。

また、令和 3 年には、グラスゴーで開催された COP26（気候変動枠組条約第 26 回締約国会議）において、採択された「パリ協定」中に掲げられる「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃に抑え、可能ならば 1.5℃に抑える努力をする」という目標がアップデートされ、「グラスゴー気候合意」の中で平均気温上昇を 1.5℃にすることが目標として明記されました。

わが国においては、「パリ協定」の採択に伴い 2030 年までに温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減することを目標とした「日本の約束草案」を平成 27 年に国連に提出し、この目標を達成するための計画として平成 28 年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定し、国をあげた温室効果ガスの削減に取り組んできました。また、令和 2 年には「2050 年カーボンニュートラル宣言」を行い、令和 3 年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」においては、2030 年までに温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46%削減する、さらに 50%の高みを目指すこととしました。

下表は、国の温室効果ガス排出量の実績と、2030 年における 46%の削減目標です。本市としては、このような社会情勢を加味した温室効果ガス排出量の削減目標を設定するとともに、「地球温暖化対策の推進」及び「再生可能エネルギーの導入の推進」などに取り組む必要があります。

●国の温室効果ガス排出量



## 温室効果ガスと地球温暖化について

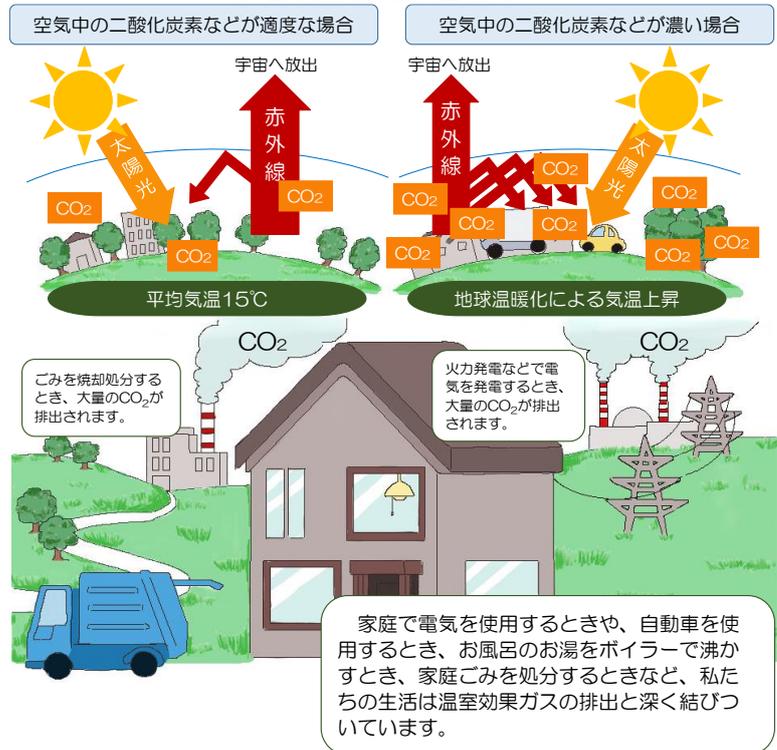
地球の平均気温が 14℃と生物に適した温暖な状態に保たれているのには、地球を取り巻く大気が大きな役割を果たしています。大気に含まれる気体は、太陽光により暖められた地表面から宇宙空間に向かって放射される赤外放射を吸収し、それを地表面に向かって再放射しています。この作用のために、大気は暖められ、温暖に保たれているのです。このような気体を温室効果ガスと呼びます。

近年における化石燃料の消費などが原因で、大気中の温室効果ガス濃度は急激に上昇し、その影響により、地球の平均気温は 1880 年から 2012 年までに 0.85℃上昇しました。

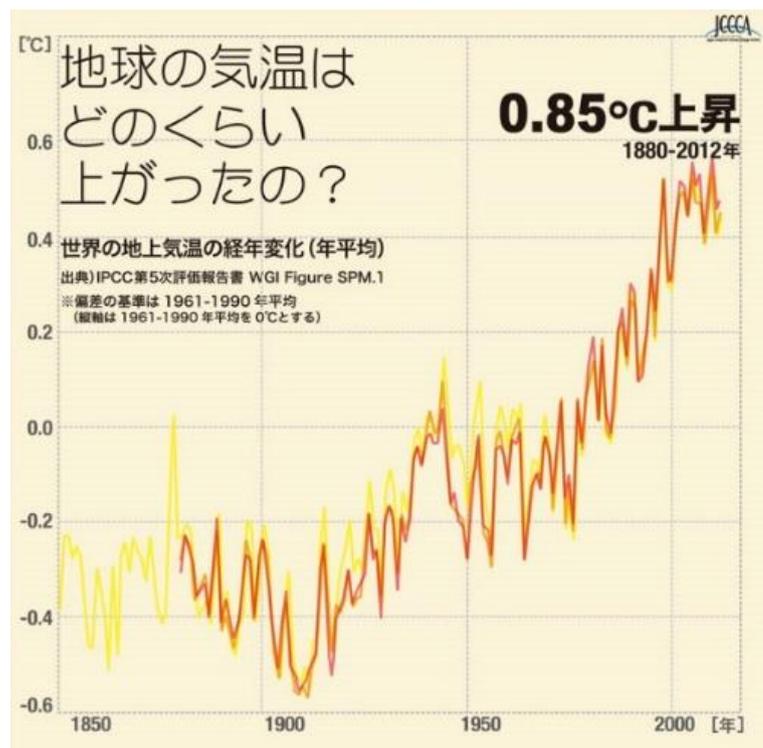
今後、温暖化対策を何も取らなかった場合は、平均気温が 2100 年までに最大で 4.8℃上昇すると予測されており、気温の上昇による作物の不作、生態系の破壊や自然災害発生リスクの増加など様々な問題が発生すると考えられています。

資料) 群馬県環境白書(平成 30 年度)  
 全国地球温暖化防止活動推進センター  
 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト  
 (<http://www.jccca.org/>) より

### ●地球温暖化の仕組み



### ●世界の気温の経年変化(年平均)



## 2 循環型社会の構築

循環型社会とは、「廃棄物等の発生抑制」、「資源の循環的な利用」及び「適正な処分の確保」がされることにより、限りある天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される仕組みが構築された社会であり、国は「循環型社会形成推進基本法」に基づき資源の循環に関する施策を実施しています。

循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、国は平成 30 年 6 月に「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げた「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。また、令和元年 5 月に「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」に基づく「プラスチック資源循環戦略」を策定、令和 4 年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行するなど、プラスチックの削減に関する施策をさらに強化しています。本市としてもこれらの国の方針に従うとともに、ふじおか 5 つのゼロ宣言における「プラスチックごみゼロ」実現に向けて、より一層のごみの減量とリサイクルの推進に取り組む必要があります。

## 3 自然と共生する社会

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる「自然と共生する社会」を実現することを目的とした法律「生物多様性基本法」が平成 20 年 5 月に成立し、同年 6 月に施行されました。この法律により、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の策定、国が講ずべき 13 の基本的施策など、わが国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示されました。

さらに平成 24 年 9 月に今後の「自然と共生する社会」のあり方を示すため「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定されました。本戦略は令和 8 年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5 つの基本戦略」（「生物多様性を社会に浸透させる」「地域における人と自然の関係を見直し・再構築する」「森・里・川・海のつながりを確保する」「地球規模の視野を持って行動する」「科学的基礎を強化し、政策に結び付ける」）を制定しています。また、令和 3 年 11 月に「2030 生物多様性枠組実現日本会議」を設立し、次期生物多様性国家戦略の検討を行っています。この国の方向性を踏まえ、本市は、市内の貴重な自然を次の時代に引き継ぐために、「清らかな水の保全」、「豊かな自然と生態系の保全」を主眼に置き、「自然と共生する社会」を目指していきます。

## 4 安全・安心な社会

社会における安全・安心を脅かす要因の一つとして、大気汚染・水質汚染などの公害・環境衛生問題があります。

公害の防止や環境衛生の向上などにより人の健康や生活環境への被害を防止し、生活基盤の安定化などにより、「安全・安心な社会」を目指します。

「安全・安心な社会」である快適で住みよい環境を実現するためには、現況を把握し、環境負荷の低減を図るとともに、市民の生活環境の保全に関する意識を高め、行動につなげていくことが大切です。

## 5 環境保全の学習と活動

平成 30 年 6 月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」の変更について閣議決定されました。

このような背景において、本市でも身近な生活環境から地球環境まで、良好な環境を守り、未来に引き継いでいくために、家庭や地域での生活の中で、「環境保全の学習と活動」に取り組む必要があります。

このような取り組みが進むよう、環境に対する意識を高めるためにも、学校教育のみならず、消費者教育、職場の教育、地域活動等を通じた環境に対する学習を推進するとともに、取り組みに携わる市民活動団体等を育成する活動が必要です。

さらに、これらの活動を推進するためにも、年代や関心、理解に応じた環境学習プログラム等の提供も必要です。



八塩あじさいの里

## 第2節 本市の課題と対応の方向

### 1 脱炭素社会の実現

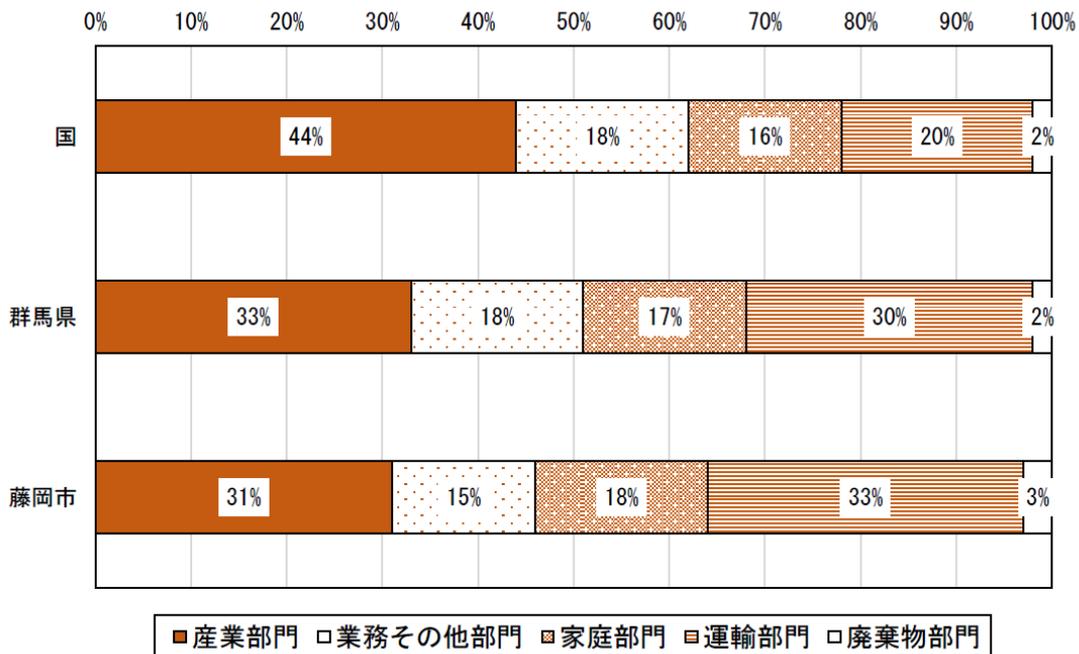
#### ① 地球温暖化対策の推進

本市で排出される温室効果ガスは令和元年度で約42.6万t-CO<sub>2</sub>となっています。本市の温室効果ガス排出量の5部門<sup>※</sup>での割合は、運輸部門による温室効果ガス排出量が最も多い32%を占めており、産業部門においても31%を占めています。現在、本市では平成19年度より「藤岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、本市の事務・事業における温室効果ガス排出量を計画的に削減することを目標に、組織立った取り組みを実施しています。

一方で、地域全体における温暖化対策をさらに推進していくためには、市民・事業者も含めた新しい取り組み体系の構築が必要であることから、「藤岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を本計画に抱合して策定しました。また、令和5年度より、事務事業編と区域施策編を一本化した「第4期藤岡市地球温暖化対策実行計画」により、脱炭素社会実現に向けた取り組みの強化を図ります。

※環境省「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版」に記載される主要な部門で、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門を言う。

●国・群馬県・藤岡市の温室効果ガス排出量割合の比較（令和元年度）



## ② 再生可能エネルギーの導入の推進

本市は、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を推進するため、住宅用太陽光発電設備の補助事業を実施しているほか、市有施設の一部に太陽光発電設備を導入しています。最新の動向を反映させた再生可能エネルギー関連施策を検討していく必要があることから、本市における再生可能エネルギーポテンシャルを調査し、脱炭素社会実現に向けて再生可能エネルギーの導入を効率的に進めるための計画として、令和4年度に「藤岡市地域再生可能エネルギー導入計画」を策定しました。

## 2 循環型社会の構築

### ① ごみの減量とリサイクルの推進

本市では、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、受け取りを断る（リフューズ）、大切に長く使う（リスペクト）の5R運動を推進しています。

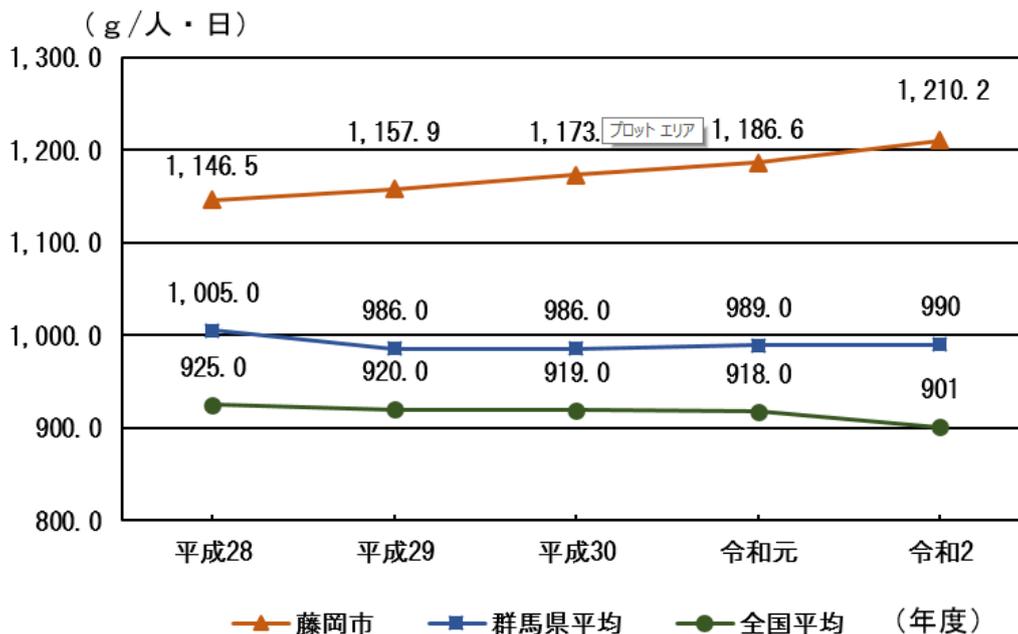
本市における1人1日当たりのごみ排出量は増加傾向にあり、令和2年度は1,209.2gで、群馬県平均990.0g、全国平均901.0gと比べて大幅に上回っています。

一方で、本市のリサイクル率は減少傾向であり、令和2年度は19.4%となっています。群馬県や全国と比較すると、群馬県平均14.3%を上回っていますが、全国平均20.0%をわずかに下回っています。

ごみの減量化、リサイクル率の増加を進めるためには、市民・事業者・行政が一体となり分別収集の徹底と資源の集団回収事業を進め、再資源化施策に努める必要があります。

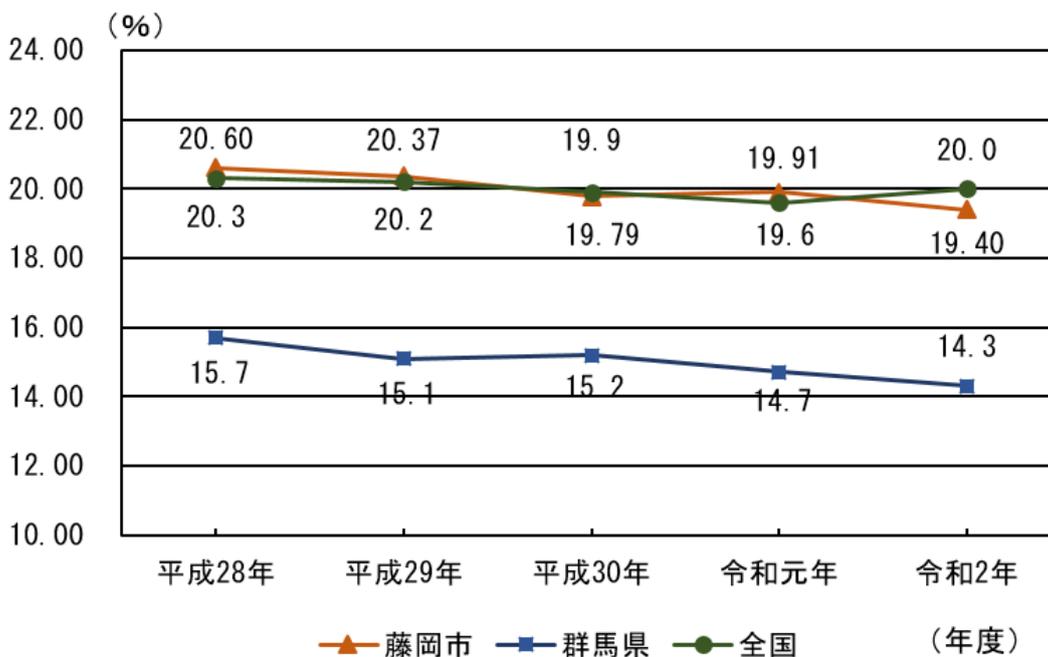
また、ごみの適正処理について、ごみ処理施設は平成25年度に策定した清掃センター長寿命化計画に基づき順次更新していますが、将来的には新たな処理施設について検討が必要となっています。

●国・県・藤岡市の1人1日当たりのごみ排出量



資料) 藤岡市清掃センター、群馬県環境白書より

●国・県・藤岡市のリサイクル率



資料) 藤岡市清掃センター、群馬県環境白書より

### 3 自然と共生する社会

#### ① 清らかな水の保全

本市の上水道の 52%が神流川の表流水を利用しており、関連河川について定期的に水質調査を行っています。また、水質の保全のほか、水量の確保も重要で、市民の理解と協力が必要です。

一方、清流と水辺環境の保全として、自然を生かした水辺空間整備、散歩道等の整備並びに水辺空間の利用・美化活動に向けた意識啓発・学習活動が必要です。

#### ② 豊かな自然と生態系の保全

森林は雨水を蓄える機能を持つほか、動植物の生息環境や二酸化炭素の吸収源となるなど、自然の中で重要な役割を果たしています。本市の森林資源は県内における三大林業地帯の 1 つであり、林業の面からも森林の整備・保全を進める必要があります。

農地は森林と同様に雨水を貯留するほか、田園景観を形成する景観資源等としての役割を有しています。本市では、農家数、耕地面積が減少傾向にあり遊休荒廃農地が増加している現状で、早急な農業の担い手の育成支援、休耕田等の有効活用による景観の保全等を進める必要があります。

また、本市には多種多様な動植物が分布・生息する生物多様性の豊かな地域となっており、市の天然記念物に指定されているヤリタナゴのほか、環境省のレッドリストに記載されているマツカサガイ、ホトケドジョウなど希少な生物が生息しています。

これらのことから、生態系全体を考慮した自然環境の保全に向けた各種取り組みを進めていく必要があります。

### 4 安全・安心な社会

#### ① 快適で安らげる生活環境の確保

本市の生活排水処理率は令和 3 年度において 67.7%で、群馬県平均 83.1%、全国平均 92.6%と比べて低い水準にあることから、水質保全を図るうえで下水道及び合併処理浄化槽への転換が必要です。また、市民が安心して生活できる環境を確保するうえで法令等に基づく事業所・工場等への指導・立ち入り検査の実施のほか、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取り組みの検討も必要です。

#### ② 安心・良好な街並み

本市での魅力的で良好な街並みを形成し維持していくため、景観法及び藤岡市景観条例等に基づいた取り組みを実施するとともに、市民協力のもと、美しい景観づくりを進める必要があります。

## 5 環境保全の学習と活動

### ① 環境教育・環境学習の推進

市民や事業者等が地球温暖化問題などの環境問題及び環境保全活動に取り組むうえで、本市の環境状況について正しく理解する必要があります。このため、市民や事業者等への情報提供・情報公開を推進するとともに、家庭・学校・職場・地域等のあらゆる面での環境教育・環境学習を推進することが必要です。

### ② 環境保全活動の推進

地域美化運動等で実施されている市民活動を支援するため、市民・事業者・行政、さらに国・県・近隣市町村との協働・協力による環境美化活動を推進するとともに、各種環境保全活動の支援及び活動を活性化していくための取り組みが必要です。

## 第3節 計画策定の方向性

「第3次藤岡市環境基本計画」の策定から約4年が経過している状況で、「第3次藤岡市環境基本計画（改訂版）」は、これまでの取り組みを継続・推進することを基本としながら、不十分な分野の取り組みの強化や新たな環境課題への対応を追加した計画とします。

### 1 脱炭素社会の実現

国及び県の「地球温暖化対策実行計画」と整合を図りつつ、再生可能エネルギーの導入や温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを推進します。特に、市民・事業者等を含めた市全体の温室効果ガスの削減を実施していくため「藤岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」と「藤岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を一本化した計画を策定し、市民・事業者・行政が一体となった体制の構築を図り、市全体の脱炭素化に向けた取り組みを実施していきます。

### 2 循環型社会の構築

国や県では「循環型社会形成推進基本計画」及び「群馬県循環型社会づくり推進計画」をそれぞれ策定しており、県では、廃棄物の適正処理をさらに推進させながら群馬県の地域特性を活かして、廃棄物に含まれる有用な資源をより多く回収し、資源の性質を活かす「質」の高い資源の循環的な利用を実現する循環型社会づくりを目指しています。本市でも、国及び県の方向性・内容と整合を図りつつ、ごみの減量化・資源化を推進し、循環させる取り組みを実施します。

### 3 自然と共生する社会

市内の清流と水辺環境の保全に向けた意識啓発のほか、森林の整備・保全の推進、休耕田の有効活用や農地の保全を行うとともに、生物多様性を考慮した自然環境の保全に取り組めます。

### 4 安全・安心な社会

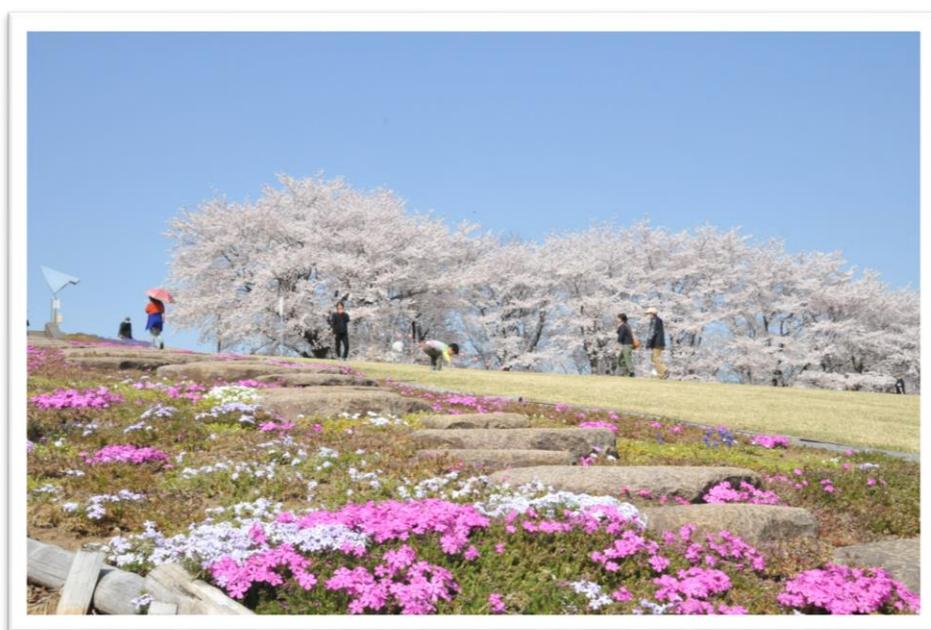
きれいな空気や水など、生活環境に良好な状態を保つため、生活排水処理率の向上及び大気汚染や騒音・振動など公害の未然防止を目指します。

また、「景観法」及び「藤岡市景観条例」に基づいた景観の保全や、不法投棄問題等の環境衛生に関する取り組みを実施していきます。

## 5 環境保全の学習と活動

地球温暖化や生物多様性の保全といった今日の環境問題について広く周知していくため、環境学習の機会を提供していくほか、市民・事業者に向けた情報発信をしていきます。

また、今まで環境保全活動に参加したことがない市民や事業者の活動参加を促進するため、従来の環境保全活動に加えて、若年層や家族が気軽に参加できる新たな活動スタイルを創出し、将来にわたって環境保全活動が継続していく仕組みの構築を目指します。



桜と芝桜（ふじの咲く丘）



# 第3章

## 望ましい環境像と施策の体系

第3章では、理想とする環境像とその実現に向けた  
施策の体系を示します。

## 第1節 望ましい環境像

本計画は「藤岡市環境基本条例」の基本理念の達成に向けて、望ましい環境像を以下のとおりとし、実現を目指して取り組んでいきます。

### 豊かな環境を次世代へ繋ぐ 自然と人が共生するまち 藤岡市

藤岡市民は、  
豊かな環境を子孫に引き継ぐため、  
あらゆる活動において環境に配慮し、  
自然と人が共生できる社会を築くことに積極的に取り組み、  
良き藤岡市民として社会的責任を果たしていきます。

#### ◆「藤岡市環境基本条例」の基本理念

(基本理念)

- 第3条 良好な環境の保全及び創造は、すべての市民が健全で豊かな環境の恵みを楽しむとともに、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。
- 2 良好な環境の保全及び創造は、すべての市民が日常生活又は事業活動のなかで、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減する行動に取り組むことにより行われなければならない。

## 第2節 施策の体系

本計画では、以下に示す施策体系に従い、環境保全のための施策を総合的・体系的に実施することにより、「望ましい環境像」の実現を目指します。

望ましい  
環境像

【基本目標】

豊かな環境を次世代へ繋ぐ  
自然と人が共生するまち  
藤岡市



脱炭素社会の実現



循環型社会の構築



自然と共生する社会



安全・安心な社会



環境保全の学習と活動

【基本施策】

【個別施策】

1 温室効果ガス排出量の削減

2 再生可能エネルギーの導入の推進

(1) 脱炭素化の推進

(2) まちの脱炭素化の推進

(1) 地域特性に応じた  
再生可能エネルギーの導入

1 ごみの減量とリサイクルの推進

(1) ごみの排出抑制とリサイクルの推進

(2) ごみの適正な処理の推進

1 清らかな水の保全

2 豊かな自然と生態系の保全

(1) 水源の維持と水質の保全

(2) 清流と水辺環境の保全

(1) 森林の整備と活用

(2) 緑と農地の保全

(3) 生態系全体を考慮した自然環境の保全

1 快適で安らげる生活環境の確保

2 安心・良好な街並み

(1) 生活排水対策の推進

(2) 公害の未然防止

(1) 景観の保全

(2) 良好な街並みの保全と環境衛生

1 環境教育・環境学習の推進

2 環境保全活動の推進

(1) 環境保全についての意識啓発、  
環境に対する理解の向上

(2) 環境情報の提供、情報公開の推進

(1) 環境保全のための取り組みの推進



# 第4章

## 施策の展開

第4章では、施策毎に現状と課題、  
施策の具体的内容を示します。



## 脱炭素社会の実現

### 基本施策

#### 1 地球温暖化対策実行計画に基づく施策の展開

(1) 脱炭素化の推進

(2) まちの脱炭素化の推進

#### 2 再生可能エネルギーの導入の推進

(1) 地域特性に応じた  
再生可能エネルギーの導入

# 1 地球温暖化対策実行計画に基づく施策の展開

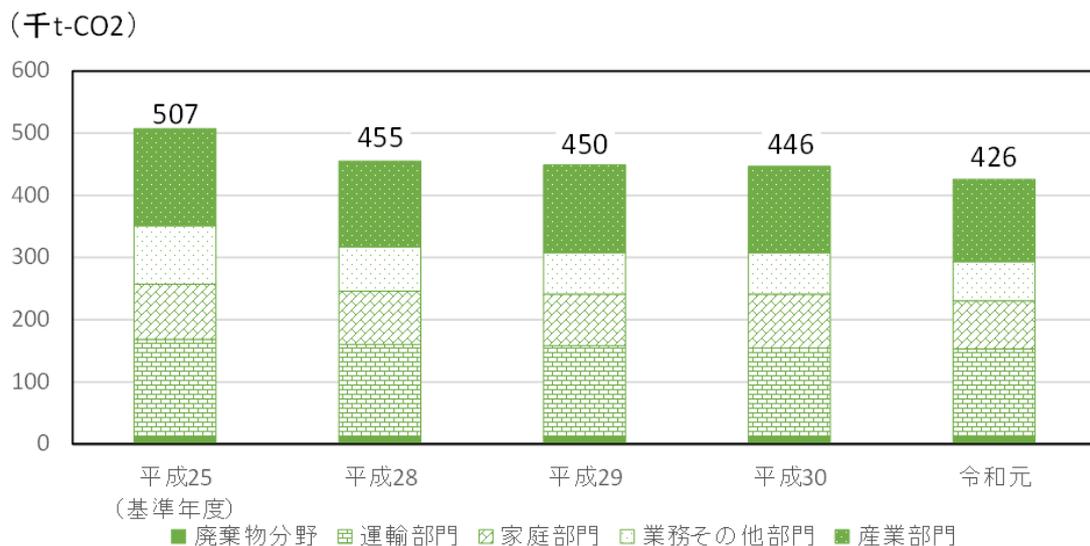
「地球温暖化対策の推進に関する法律」においては、地方公共団体の責務について、その区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進すること等が定められています。加えて、地方公共団体の施策について、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めるものとされています。

これらのことから、本市は本計画にて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための実行計画として「藤岡市地球温暖化対策実行計画」を策定し、削減目標を以下の通りとしています。

2030年度までに2013（平成25）年度比で  
市内の温室効果ガス総排出量を46%削減する。

この取り組みは、温室効果ガスの増加による地球温暖化問題が顕著になってきた昨今において、温室効果ガスの排出量を削減・抑制し、地球温暖化の進行を防ぐことを目的とし、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、区域の自然的・社会的条件に応じて実施するものです。

## ●藤岡市全体の温室効果ガス排出量実績



資料) 環境省「部門別CO<sub>2</sub>排出量の現況推計」より

## (1) 脱炭素化の推進

### 現状と課題

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)等の温室効果ガスの過剰な排出により引き起こされる地球温暖化問題は、自然環境から私たちの生活まで、地球全体で深刻な影響を及ぼすと予想されていることから、最も重要な環境問題の1つとして認識されています。私たちのあらゆる活動は温室効果ガスの排出と関わりがあることから、市民・事業者・行政が一体となり、温室効果ガス排出量削減に向けて「脱炭素化の推進」を積極的に行っていく必要があります。

国では、地方公共団体が「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「地方公共団体実行計画」を策定するものとし、本市においても令和4年度に「第4期地球温暖化対策実行計画」(令和5～10年度)を策定し、温室効果ガスの排出量削減と温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に取り組んでいます。

### 施策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	「藤岡市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の事務・事業からの温室効果ガス排出量の計画的な削減を推進します。	環境課 全課
2	「藤岡市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市全体からの温室効果ガス排出量の計画的な削減を推進します。	環境課
3	市有施設の設備を新設・更新する際は、省エネルギー型の設備を導入するとともに、温室効果ガス排出係数の小さいエネルギーを使用するよう努めます。	環境課 各施設所管課
4	公用車への低燃費車または電気自動車等の率先導入を行います。	財政課 環境課

## (2) まちの脱炭素化の推進

### 現状と課題

国は、令和2年に、2050年までに温室効果ガスの排出量を全体でゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。また、令和3年10月、地球温暖化対策計画が閣議決定され、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減、さらに50%の高みを目指すことを宣言しました。

国は、脱炭素社会の実現に向けて、一人ひとりがライフスタイルを転換し、「ゼロカーボンアクション」に取り組んでいくことを推奨しています。その方策として「COOL CHOICE（賢い選択）」があり、例えば、エコカー、節水型トイレ等の「脱炭素製品への買換え」、カーシェアリング等の「脱炭素サービスの選択」、クールビズ、エコドライブ等の「脱炭素なライフスタイルへの転換」が掲げられています。

本市では地球温暖化対策を進めるため、「地球温暖化対策実行計画」に定めた目標を達成するため、温室効果ガスの排出抑制としてまちの脱炭素化の推進の普及、啓発、支援に取り組んでいます。

### ◆◆◆ 目標指標 ◆◆◆

指標項目	単位	平成25年度	令和元年度	令和7年度
		基準	中間実績	目標
市の温室効果ガス排出量	千t-CO <sub>2</sub>	507	426	356

資料)「自治体排出量カルテ(環境省)」より。  
注)算定元となる数字の公表時期の都合により、令和7年度を本計画における目標年度とします。



電気自動車用急速充電器(道の駅「ららん藤岡」)

## 施 策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	省資源、省エネルギーに関する意識啓発を推進します。	環境課
2	省資源、省エネルギーに対する取り組みの支援をします。	環境課
3	家庭における低燃費車や電気自動車等の導入を推進します。	環境課
4	エコドライブ実践に向けた意識啓発を推進します。	環境課
5	公共施設や住宅に設置する緑のカーテンの普及促進を行っていきます。	環境課
6	地球温暖化問題、温室効果ガスの排出抑制に関する情報提供を継続します。	環境課
7	地球温暖化問題に対する啓発及び個人・団体の環境保全活動に対する支援をします。	環境課



市役所中庁舎 「緑のカーテン」取り組み

## 市民の取り組み

- テレビや照明、エアコンなどはこまめに消し、電化製品を長時間使用しないときには、コンセントからプラグを抜くようにしましょう。
- 冷暖房機器の温度設定は適正に保ち、寒暖差に応じた服装を着ることで調節しましょう。
- 買い物などで近所に出かけるときは、徒歩や自転車を利用するようにしましょう。
- 遠くに出かけるときは、バスや鉄道などの公共交通を積極的に利用するようにしましょう。
- 自動車を運転するときは急発進・急加速を控え、駐車時にはアイドリング・ストップを心がけましょう。
- 自動車は定期的に点検を行い、タイヤの空気圧などについて適正な状態での運転を心がけましょう。
- 自動車を購入する際には、低燃費・低公害車を選ぶようにしましょう。
- 住宅の新築や改築の際には、断熱効率の高い床や壁などを導入するようにしましょう。

## 事業者の取り組み

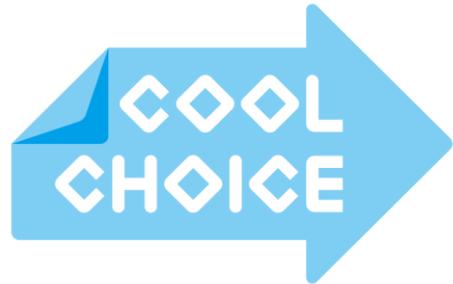
- バスや電車などの公共交通や自転車を利用して通勤するようにしましょう。
- 事業所内の温度設定は適正に保ち、夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進しましょう。
- 建物内への自然光の取り入れや昼休み時の消灯などにより節電に努めるようにしましょう。
- 再生利用可能な資材の活用、使用原料・エネルギー消費の抑制など、工程や作業方法の改善などにより省資源・省エネルギーを推進するようにしましょう。
- 車両を購入する際には、燃費性能などに配慮するとともに、電気自動車やハイブリッド車を導入するようにしましょう。

## 「COOL CHOICE」とは？

国では、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標を達成するため、「未来のために、いま選ぼう。」をキャッチコピーとした「COOL CHOICE」国民運動を実施しています。

これは、省エネ・温度設定・節水などの普段の行動、家電・住宅・自家用車などの身の回りの物を「選ぶ」ときに、未来のために考えた「賢い選択=COOL CHOICE」をしていこう、という取り組みです。

国は、一人ひとりがこの運動に参加し、一丸となって温暖化防止のために「選択」していく旗印として統一ロゴマーク（右図）を設定し、国・産業界・労働界・自治体・NPO等が連携して広く賛同登録を呼びかけています。



未来のために、いま選ぼう。

### ● 「COOL CHOICE」のさまざまなアクション・キャンペーン



環境省は冷房使用時の室内温度を28℃とすることを推奨しています。扇風機を利用するなどして、体感温度を避ける工夫をしましょう。



環境省は暖房使用時の室内温度を20℃とすることを推奨しています。首、手首、足首を温かくすることや、みんなが1つの部屋に集まり、ウォームシェアしましょう。

エアコン消して 涼しいところ集まろう

# COOL SHARE

複数のエアコン使用をやめ、なるべく1部屋に集まる工夫をしたり、公共施設を利用したりすることで涼をシェアしましょう。

# ECO DRIVER.

これからの、マナー。

ゆっくり加速、ゆっくりブレーキや、車間距離にゆとりを持つことで、環境負荷や交通事故が減らせます。



### 1回で受け取りませんか

宅配便を送るときは受取人が受け取りやすく配慮し、商品注文した際は自分が受け取れる時間を指定するなど、再配達を減らしましょう。



※ 「COOL CHOICE」の賛同登録はCOOL CHOICE ホームページで行えます。  
(<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>)

資料) 環境省「COOL CHOICE ホームページ」より

## 2 再生可能エネルギーの導入の推進

### (1) 地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入

#### 現状と課題

「再生可能エネルギー」は、太陽光、風力、水力、バイオマスなどの自然由来のエネルギーのことで、石油等の化石燃料と比較して二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出が軽減されることから、環境への影響が少ないという特徴があります。国は、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」等を制定し、再生可能エネルギーの導入を推進することとしています。

本市の天候は快晴・晴れの日が一年のうち約6割を占めていることから、再生可能エネルギーのひとつである太陽光を活用しやすい地域であるほか、市内を流れる河川や農業用水などの豊かな水流を利用した小水力発電や、豊富な森林から生まれる間伐材や林地残材等を活用したバイオマス発電など、藤岡市が保有する豊かな自然を活用した再生可能エネルギーの利用推進が期待されています。

こうした背景を踏まえ、本市は「藤岡市地域新エネルギービジョン」を平成20年2月に策定し、地域レベルで再生可能エネルギーの導入・普及に対応していくこととしました。

現在は、小中学校・公民館などの市有施設に太陽光発電設備を設置し、施設の消費電力の一部を担うほか、市民に対しては平成21年度より住宅用太陽光発電システム等の導入に対する補助事業を行っており、再生可能エネルギーの導入を推進しています。また、さらなる再生可能エネルギーの導入促進を目的として、「藤岡市地域再生可能エネルギー導入計画」を令和5年3月に策定しました。

#### ◆◆◆ 目標指標 ◆◆◆

指標項目	単位	平成28年度	令和2年度	令和10年度
		基準	中間実績	目標
再生可能エネルギー発電量(太陽光発電等)	MWh	79,377	157,593	198,300

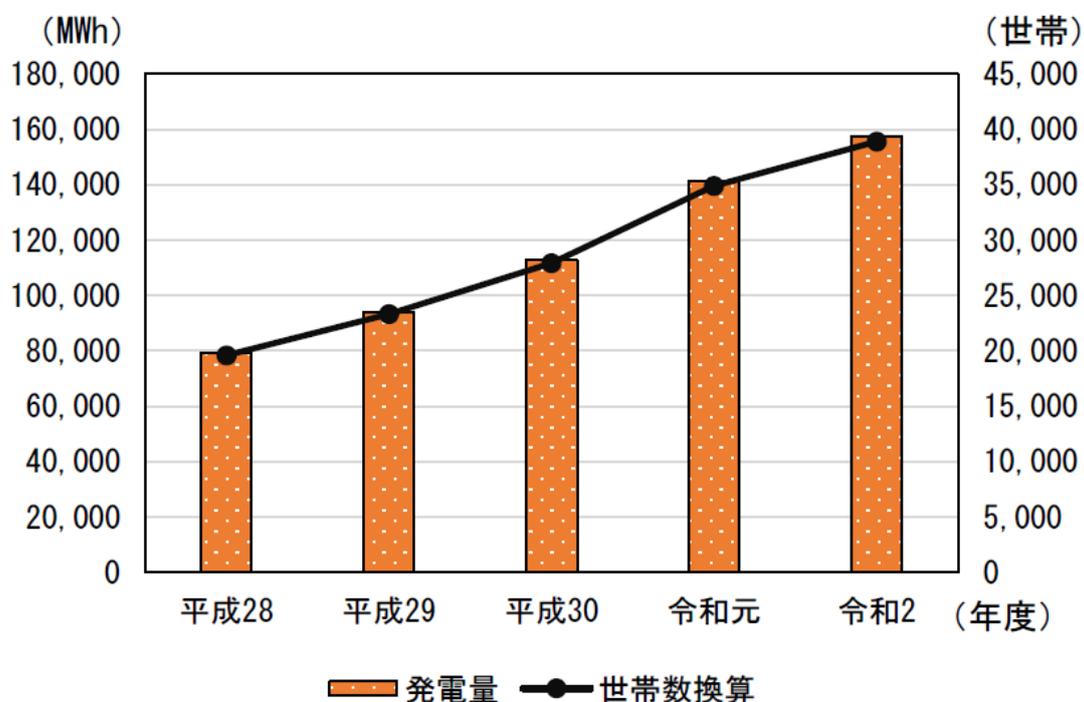
資料)「自治体排出量カルテ(環境省)」より。

◆藤岡市内で導入されている再生可能エネルギーの総発電量

年度	年間発電量	世帯数換算
平成 28	約 79,400MWh	約 19,600 世帯分
平成 29	約 94,200MWh	約 23,300 世帯分
平成 30	約 112,800MWh	約 27,900 世帯分
令和元	約 141,300MWh	約 34,900 世帯分
令和 2	約 157,600MWh	約 38,900 世帯分

※一世帯当たりの電力消費量：4,047kWh（環境省「家庭部門のCO<sub>2</sub>排出実態統計調査」より）  
資料）「なっとく！再生可能エネルギー（資源エネルギー庁）」より

●藤岡市内で導入されている再生可能エネルギーの総発電量



◆小中学校などに設置された太陽光発電設備による発電状況（令和3年度）

	施設数	最大出力計	年間発電量	CO <sub>2</sub> 削減効果
太陽光発電	23 施設	265.0kW	213,879kWh	118.7t-CO <sub>2</sub>

資料）藤岡市

## 施 策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を検討・推進していきます。	環境課 各施設所管課
2	住宅等における再生可能エネルギー及び省エネ機器の導入に対して支援をしていきます。	環境課
3	市内の豊富な自然資源を活用したバイオマス発電や小水力発電について検討をしていきます。	環境課 農政課
4	市民・事業者に対して再生可能エネルギーに関する情報を発信していきます。	環境課

### 市民の取り組み

- 電化製品を購入する際は、省エネ型や節水型の製品を選ぶようにしましょう。冷暖房機器については、省エネ性能に加え、使用する部屋の広さや目的にあったものを選ぶようにしましょう。
- 再生可能エネルギー利用設備の導入を検討してみましょう。

### 事業者の取り組み

- 業務用の設備・空調などを導入・更新する際には、省エネ型のものを選ぶようにしましょう。
- 排熱など現在未利用のままにしているエネルギーや市域に豊富に存在する木材資源の活用を推進するようにしましょう。
- 太陽光発電や太陽熱利用など再生可能エネルギー利用設備を検討しましょう。
- 稲わら、家畜ふん尿、間伐材など、農地や山林からの「バイオマス資源」を積極的に活用するようにしましょう。

## 循環型社会の構築

### 基本施策

#### 1 ごみ減量とリサイクルの推進

(1) ごみの排出抑制とリサイクルの推進

(2) ごみの適正な処理の推進

# 1 ごみの減量とリサイクルの推進

## (1) ごみの排出抑制とリサイクルの推進

### 現状と課題

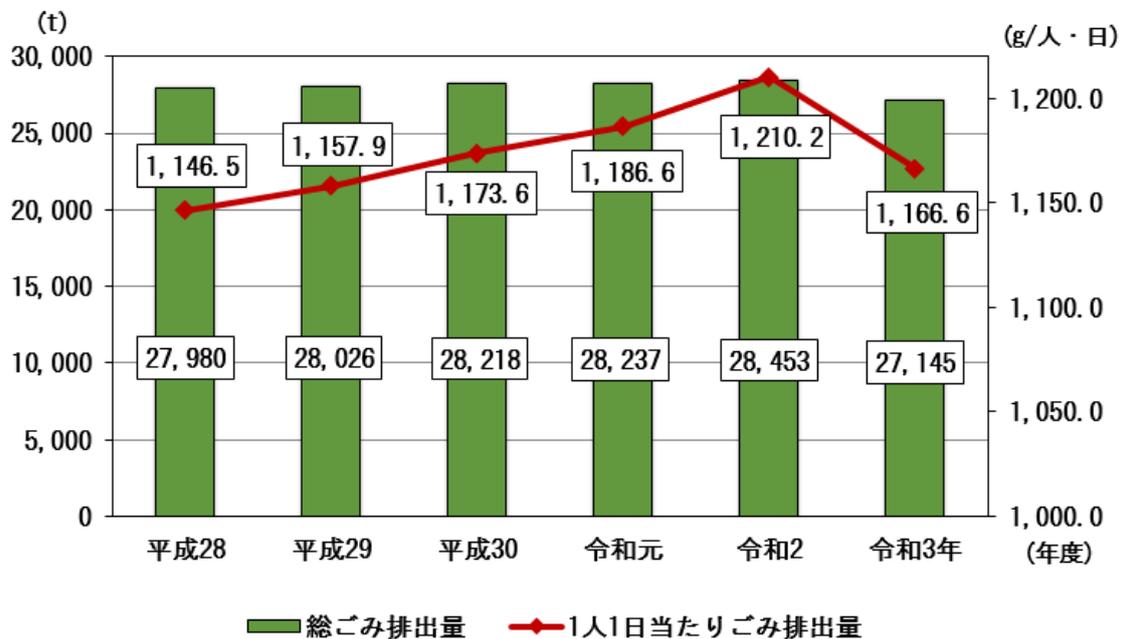
#### 《ごみの排出状況》

本市のごみ総排出量は、ほぼ横ばい傾向で推移しており、令和3年度は27,145tでしたが、一方で1人1日当たりごみ排出量は微増傾向で、令和3年度は1,166.6g/人・日でした。

1人1日当たりのごみ排出量は、平成28年度に対して令和3年度が2%弱の増加であると同時に、令和3年度において1人1日当たりのごみ排出量は県内12市で最も多いことから、市民・事業者・行政が一体となった、より一層のごみ減量化の推進が必要です。

本市ではごみの減量化のため、市民・事業者に向けた情報提供や啓発活動を実施しています。具体的な取り組みとしては、買い物の際に使用するレジ袋を削減するためのマイバッグ啓発活動や、家庭や飲食店から発生する食品ロスを減らすため、群馬県の「ぐんまちゃんの食べきり協力店」の周知などが挙げられます。

●ごみ排出量の推移



資料) 藤岡市清掃センター、群馬県環境情報ホームページ

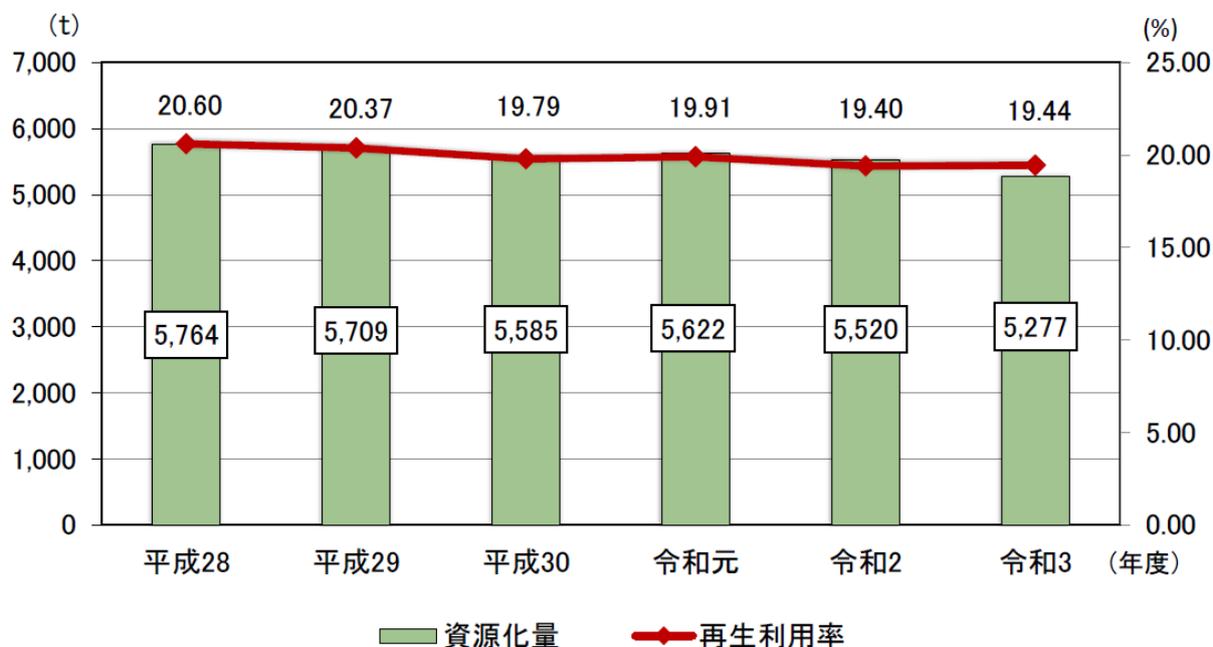
## 《ごみの資源化状況》

本市では、平成9年10月より資源ごみ分別回収事業を開始し、ごみを分別収集することにより、ごみの減量化、リサイクルの推進を行っています。資源ごみの回収品目については一部見直しを行い、平成30年度から新たに廃食油の資源回収、令和3年度から使用済みインクカートリッジやパソコン等小型家電の回収を始めました。

また、市民主体のごみ減量化、再資源化を図るため、資源の集団回収事業の支援や広報・パンフレット等によるPRを行うなど、啓発活動を実施しています。

本市の令和3年度再生利用率は19.4%ですが、平成30年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」の再生利用率目標値（2020年度）は27%であることから、資源ごみの分別収集をさらに向上することが課題となっています。

●藤岡市の資源化量と再生利用率の推移



資料) 藤岡市清掃センター

## ◆◆◆ 目標指標 ◆◆◆

指標項目	単位	平成28年度	令和3年度	令和10年度
		基準	中間実績	目標
1人1日当たりごみ排出量	g/人・日	1,146.5	1,166.6	1,100.0
一般廃棄物の再生利用率	%	20.6	19.4	27.0

## ◆◆◆ アンケート結果 ◆◆◆

市民の 43.4%、事業者の 40.4%が「家庭ごみや産業廃棄物の処理・リサイクル」に関心を持っており、市民の 37.8%は「ごみ出し、ポイ捨てなどのマナー」を不満と感じています。そして、これからの本市に重要なこととして、市民の 29.8%、事業者の 34.8%が「ごみ出し、ポイ捨てなどのマナー」を挙げています。

ごみの減量とリサイクルの推進のため、市民の 80.6%が「市指定の分別方法によるごみ出し、リサイクルの推進」に取り組んでいます。また、事業者の 61.0%が「廃棄物発生抑制・適正処理・リサイクルの推進」に取り組んでいます。

### 施 策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	5R 活動の推進を行っていきます。	清掃センター
2	ごみの分別方法、収集日時など、ごみの捨て方に関する周知によりごみ出しマナーの向上を図ります。	清掃センター
3	地域コミュニティによるごみステーションの適正な管理・使用を周知していきます。	清掃センター
4	資源ごみの回収品目や分別について周知・広報を行っていきます。	清掃センター
5	地域における資源ごみのリサイクル回収を促進するため、「資源集団回収事業奨励補助金及び助成金交付事業」の実施を継続していきます。	清掃センター
6	ごみ収集量や資源ごみ再利用状況等についての情報提供を行っていきます。	清掃センター
7	「藤岡市グリーン購入基本方針」に基づき、環境配慮製品の率先購入を推進します。	環境課 全課
8	買い物時に発生するレジ袋を削減するため、レジ袋削減キャンペーン及びマイバッグの持参を呼び掛けていきます。	環境課
9	食品ロスを減らすため、群馬県の「ぐんまちゃんの食べきり協力店」の周知など市民・事業者に啓発を行っていきます。	環境課
10	庁内から排出されるごみのリサイクルと分別収集及び発生の抑制に努めます。	環境課 清掃センター 全課

## 市民の取り組み

- 過剰な包装を断り、できるだけ包装の少ない商品を購入するようにしましょう。
- 買い物に際してはマイバッグを持参し、可能な限りレジ袋を受け取らないようにしましょう。
- 環境にやさしいエコ製品（再生品など）を優先して購入するようにしましょう。
- 故障したものは修理して使い続けるなど、ものを大切に長く使うようにしましょう。
- 必要なものを必要な分だけ購入するようにしましょう。
- 食べずに捨てる食品を減らすため、食べ残しが発生しないように心がけましょう。
- 古紙類、びん、缶、ペットボトルなどの資源ごみをきちんと分別するなど、ごみ出しのルールを守るようにしましょう。
- 地域の資源回収やスーパーの店頭回収などに協力するようにしましょう。
- リサイクルショップやフリーマーケットなどを上手に活用し、不用品を有効利用するようにしましょう。
- 生ごみは、水気をよく切ってから捨てるようにしましょう。

## 事業者の取り組み

- 梱包や包装はできるだけ簡素化するようにしましょう。
- 事業所内に「リサイクルボックス」を設置するなどして、資源ごみの分別を積極的に行い、廃棄物の排出抑制に努めましょう。
- 自社で販売した製品や容器包装類の回収を行うなど、リサイクルの推進に努めましょう。
- 製品やサービスを購入する際には、環境にやさしいエコ製品を優先するなど、グリーン購入を心がけましょう。
- 書類の両面印刷や事務のペーパーレス化を図り、紙の節約に努めましょう。
- OA用紙やカタログ、パンフレットなどは、古紙の配合率の高いものを使用するようにしましょう。
- ゼロ・エミッションなど、できる限りごみを出さない事業活動に取り組みましょう。
- マイバッグ持参の呼びかけなどにより、レジ袋の削減に取り組みましょう。

## 食品ロスの削減へ

### 食品ロスとは？

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品のことです。

日本での食品ロスは、年間 522 万 t<sup>\*</sup> に上り、これを 1 人あたりに換算すると、毎日お茶碗 1 杯分のご飯に近い量（約 113 g<sup>\*</sup>）を捨てていることになります。

※消費者庁より

### 食品ロスの原因

家庭からの食品ロスの原因は主に 3 つに分けられます。

- ① 直接廃棄：買いすぎや長持ちしない保存方法により、調理されずに捨てられるもの
  - ② 食べ残し：作りすぎや好き嫌いにより、食べずに捨てられるもの
  - ③ 過剰除去：調理技術の不足や過度な健康志向により、可食部が過剰に捨てられるもの
- ◎食品ロスは、日常生活のちょっとした配慮で減らすことができます。

### 食品ロスを減らす取り組みと内容

- ・ぐんまちゃんの食べきり協力店（群馬県）

「ぐんまちゃんの食べきり協力店」に登録されている店舗は、以下の取り組みを一つ以上実施しているお店です。

飲食店・宿泊施設	食品小売店
<input type="checkbox"/> 小盛、ハーフサイズメニューの設定	<input type="checkbox"/> 賞味期限が迫った商品の値引き・加工販売
<input type="checkbox"/> 来店者からの要望に応じた量の調整	<input type="checkbox"/> 賞味期限が近い順に購入することを促す呼びかけ
<input type="checkbox"/> 食べ残し削減の呼びかけ	<input type="checkbox"/> 閉店間際における値引き販売
<input type="checkbox"/> 特典の付与（例：食べきった来店者にポイント付与等）	<input type="checkbox"/> 量り売り、ばら売り、少量パック等による販売
<input type="checkbox"/> 食品廃棄物のリサイクル	<input type="checkbox"/> 食品廃棄物のリサイクル
<input type="checkbox"/> ポスター等の掲示による啓発活動の実施	<input type="checkbox"/> その他食材を使い切るための取り組み
<input type="checkbox"/> その他食べ残しを減らすための取り組み	<input type="checkbox"/> その他食べ残しを減らすための取り組み

- ・3010 運動

「宴会の開始 30 分と、閉宴 10 分前には席に座って食事を楽しみましょう」というもので、宴会等の食事の席で余りがちな食品を残さず食べようという取り組みです。2011 年に提唱され、全国に広まりつつあります。



資料) 環境省ホームページより

## (2) ごみの適正な処理の推進

### 現状と課題

ごみ対策全般における環境負荷低減のため、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）、リフューズ（受け取りを断る）、リスペクト（大切に長く使う）の5Rの一層の推進と「ごみの適正な処理」を図り、化石燃料等の枯渇性資源や希少金属などの確保の視点を持ちながら、限りある資源・エネルギーの有効活用と確保に努めます。

本市で発生したごみは「藤岡市清掃センター」と「鬼石資源化センター」で中間処理されています。清掃センターで生じたばいじん、不燃残さ及び鬼石資源化センターで生じた不燃残さについては、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合の「緑埜クリーンセンター」の最終処分場に埋め立てています。一方で、焼却灰については焼成処理を行い、道路の埋め戻し材として資源化を行っています。

令和3年度における本市のごみの資源化量は 5,277 t、再生利用率は 19.4%となっています。

限られた財源で最良のごみ処理対策を進めるため、コストと環境負荷低減効果のバランスを常に検証していく必要があります。

### 施策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	清掃センター、鬼石資源化センターの活用、維持管理を継続していきます。	清掃センター
2	市民の清掃センターの施設見学を通じたごみ問題等の意識啓発を行っていきます。	清掃センター
3	最終処分地への焼却灰埋め立て処分量の抑制及び廃棄物の有効活用のため、焼却灰の焼成処理による再資源化を継続していきます。	清掃センター

## 事業者の取り組み

- 産業廃棄物については、排出者責任の原則に従い、適正な処理を行いましょ
- 生産工程で使用する化学物質は、使用、管理、保管、廃棄の各段階での漏洩防止を徹底するなど適正に管理し、周辺に悪影響を及ぼさないように配慮しましょ
- 事業系一般廃棄物については、廃棄物処理法に基づいて適正に処理しましょ



清掃センター 全景



資源ごみの分別作業

## 自然と共生する社会

### 基本施策

#### 1 清らかな水の保全

(1) 水源の維持と水質の保全

(2) 清流と水辺環境の保全

#### 2 豊かな自然と生態系の保全

(1) 森林の整備と活用

(2) 緑と農地の保全

(3) 生態系全体を考慮した自然環境の保全

# 1 清らかな水の保全

## (1) 水源の維持と水質の保全

### 現状と課題

#### 《水道の水源》

本市の上水道は、表流水と地下水を利用しています。水源の数は、表流水1か所と深井戸6か所、浅井戸3か所です。表流水は神流川から取水して中央浄水場に導入、浄水処理を行い、全体量(39,000 m<sup>3</sup>/日)の52%を市内各地へ配水しています。残りの48%は地下水を利用し、東部浄水場、北部浄水場、上の山浄水場及び譲原浄水場にそれぞれ導入され、浄水処理後市内各地へ配水されます。

このように水道の水源は、河川の表流水に頼る面があり水質の保全はもちろんのこと、水量の確保も重要です。

なお、令和3年度現在、本市における給水普及率は、上水道と簡易水道・小水道を併せて99.7%となっています。

注) 文中の数値は「藤岡市新水道ビジョン」より抜粋

#### 《河川の水質》

生活環境を保全するため、河川や湖沼に対しては「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準の水域類型が定められており、本市の河川・湖沼については、神流川と鑄川がA類型、烏川がB類型に指定されています。

本市では、鮎川、猿田川(鑄川に合流)、笹川、三名川、荒沢川、三波川(いずれも神流川に合流)、中川、温井川、中島川(いずれも烏川に合流)において定期的に水質調査を行っています。

P. 41～P. 43に各河川の水質調査結果を示します。計画策定から4年間で主に小さな河川の水質が改善されている傾向にあり、令和3年度においては、中島川を除いたすべての河川において、BODの測定結果が基準値を下回る結果となりました。これは、市内の下水処理率の向上や合併処理浄化槽の導入率が高くなったことが要因の一つとして考えられます。

○生物化学的酸素要求量

(猿田川・笹川・中川・温井川・中島川・三名川、荒沢川・三波川・鮎川・烏川・神流川・鎗川)

生物化学的酸素要求量 (BOD) は、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標です。

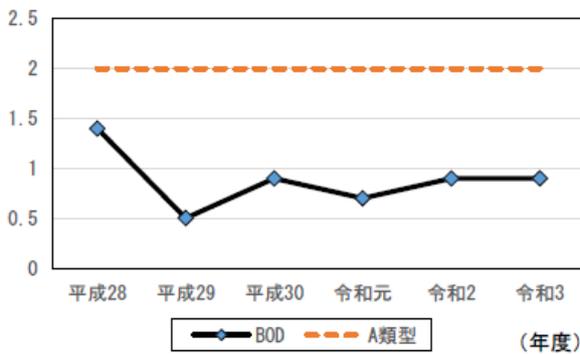
河川の汚染状態を表すのに用いられ、数値が大きいほど水質汚濁が著しくなります。

◆生物化学的酸素要求量

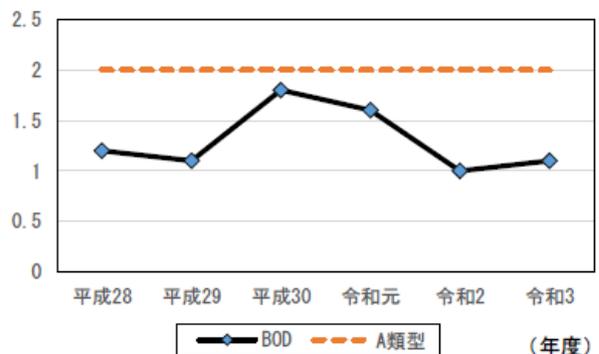
河川名 調査年度	生物化学的酸素要求量 (BOD) (単位: mg/l)											備考		
	猿田川 A類型	笹川 A類型	中川 B類型	温井川 B類型	中島川 B類型	三名川 A類型	荒沢川 A類型	三波川 A類型	鮎川 A類型	烏川 B類型	神流川 A類型		鎗川 A類型	
平成28	1.4	1.2	2.5	6.1	2.5	未測定	未測定	0.5 未満	0.7	1.9	0.6	1.8	生活環境の保全 に関する河川環境 基準  生物化学的酸素 要求量 (BOD) ・A類型 2mg/l以下 ・B類型 3mg/l以下	
平成29	0.5 未満	1.1	1	1.8	2.2			0.5 未満	0.8	1.5	0.7	1.8		
平成30	0.9	1.8	1.6	2.6	3.8			0.6	1.6	2.1	0.7	1.9		
令和元	0.7	1.6	1.9	1.7	2.4			0.5 未満	0.5 未満	0.9	2.3	1.1		1.7
令和2	0.9	1	1.3	1.1	3.2			0.5 未満	0.6	0.5 未満	2.6	0.9		1.4
令和3	0.9	1.1	1.5	1.3	3.7			0.5	1.2	0.7	0.5	2.2		1

資料) 藤岡市、県環境白書より

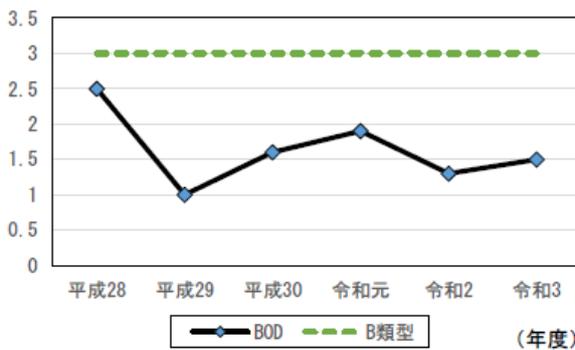
(mg/l) 猿田川のBOD調査結果



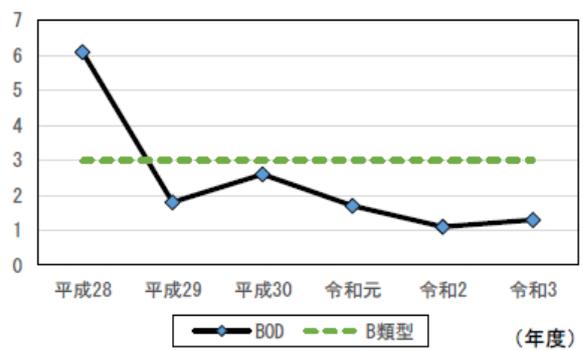
(mg/l) 笹川のBOD調査結果

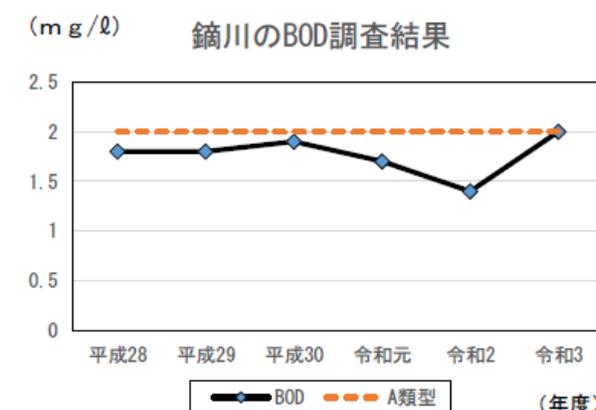
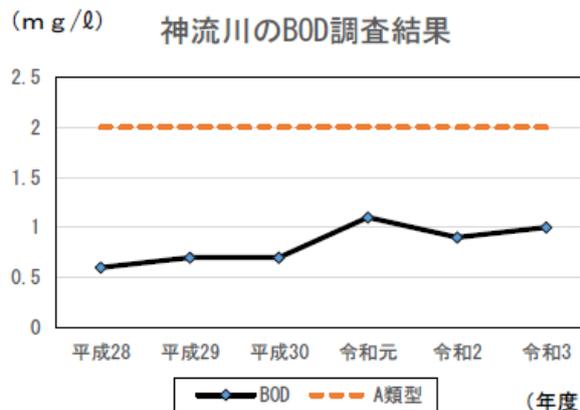
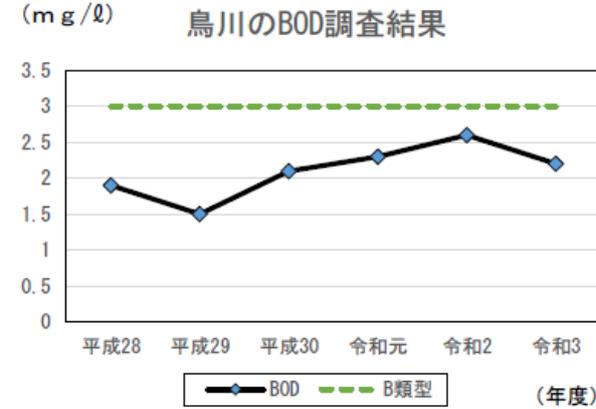
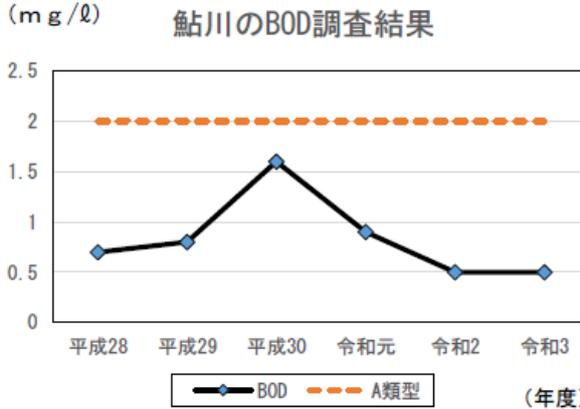
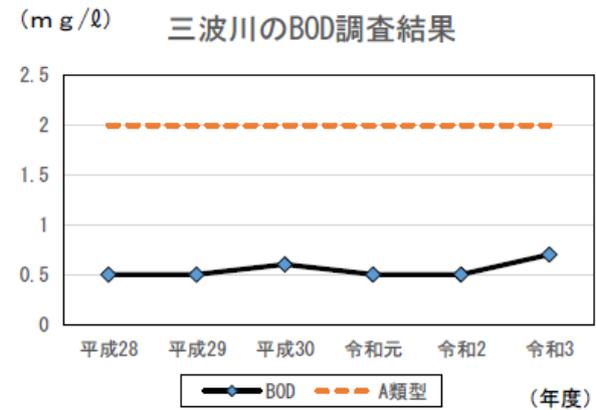
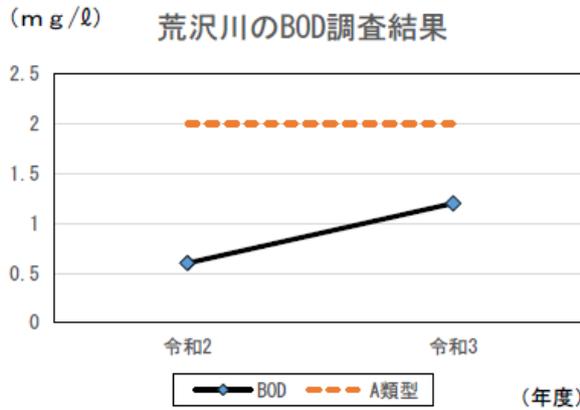
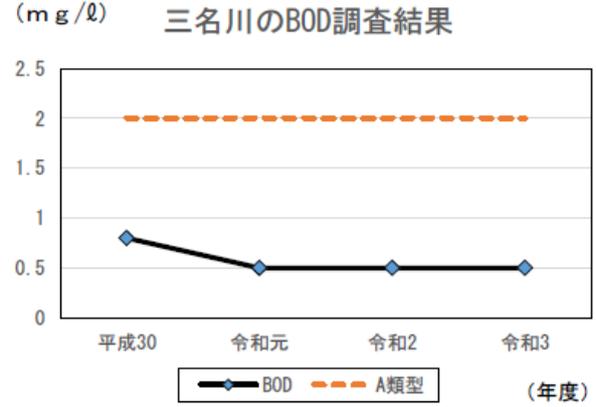
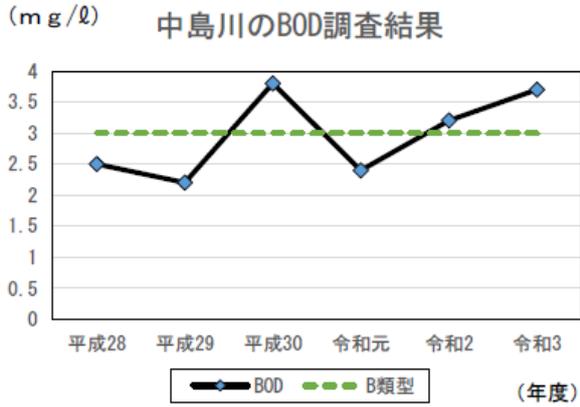


(mg/l) 中川のBOD調査結果



(mg/l) 温井川のBOD調査結果





## ◆◆◆ アンケート結果 ◆◆◆

市民の32.4%が「工場や家庭排水などによる河川の水質汚濁」に関心を持っており、また、市民の39.9%が環境に対する「山や川などの自然の景色の美しさ」に満足しています。

### 施 策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	河川の水質検査、水質測定データの情報公開を継続して行っていきます。	環境課
2	県と協力し、地下水の水質汚濁状況調査、把握を行っていきます。	環境課
3	水源地付近の廃棄物投棄の監視を継続していきます。	環境課 浄水課
4	森林整備計画に沿った間伐の実施による水源かん養機能の確保を行っていきます。	農政課

## (2) 清流と水辺環境の保全

### 現状と課題

本市における河川沿いの都市計画緑地としては、烏川緑地（69.7ha）と神流川緑地（147.4ha）の2つがあります。現在は、いずれの緑地もスポーツ施設や多目的広場等として活用されていますが、市民の河川の保全・愛護に向けた意識の向上を図るためには、新たな親水設備等の整備が必要となっています。

また、鮎川の水を利用している「美土里堰水路」を改修し、農業用水としての機能を回復すると共に、緑地や水辺空間を創設し、景観の保全、生態系の回復、親水機能の発揮に役立つ水環境整備を行いました。

国土交通省と共同で行った美九里地区における神流川の優れた景観や清流を活かした「水辺の楽校プロジェクト」は、豊かな自然環境を有し、身近な自然空間である河川を子どもたちが自然体験の場として活用できるだけでなく、誰もが安全・安心して利用できる自然観察の場所として、地域の市民団体、教育関係者、市が連携し、環境を保全しています。

この他に市内の市民団体による河川清掃等の取り組みが自主的に行われています。

### ◆◆◆ アンケート結果 ◆◆◆

市民の26.6%が「川や池などの水辺のきれいさ」に満足している一方、26.9%の市民が何らかの不満を感じています。

### 施策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	農業用水路や既存の公園などの自然を生かした水辺空間の整備を推進します。	農政課
2	水辺での学習活動、美化活動の実施による水辺空間の保全に向けた意識啓発を行っていきます。	土木課
3	水辺を含む、緑地公園等の整備を継続します。	都市施設課

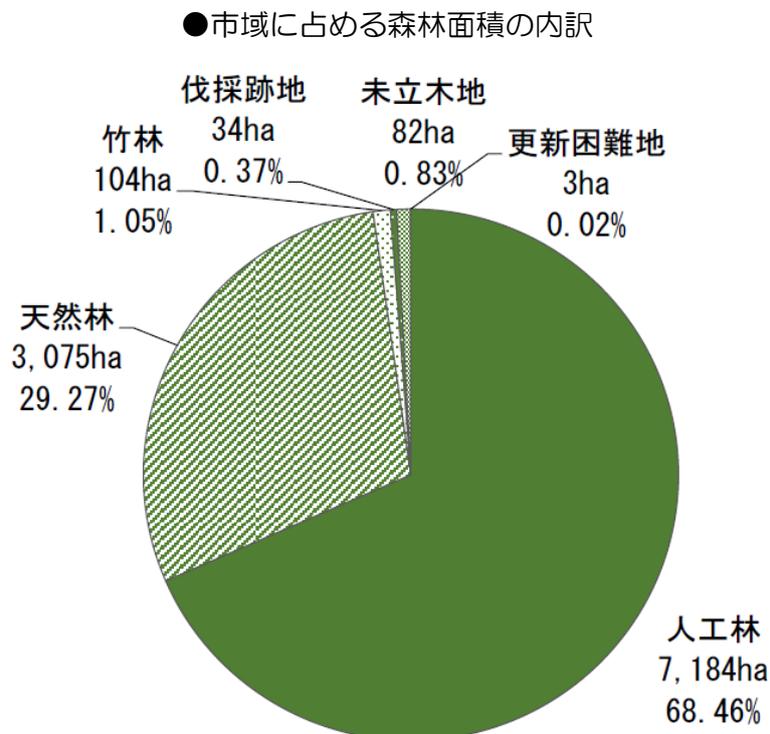
## 2 豊かな自然と生態系の保全

### (1) 森林の整備と活用

#### 現状と課題

本市には、南西部に赤久縄山（標高 1,523m）や御荷鉾山（同 1,287m）があり、北東部に平野が広がる地勢となっています。

なお、森林面積は 10,424ha であり、人工林が 68.4%、天然林は 29.3%を占めています。



注) 森林面積：森林法で「森林」として規定されている土地の面積を示します。  
資料) 藤岡市

本市の豊かな森林は県内における三大林業地帯の1つとして数えられており、豊富な資源を活用した林業の一層の振興を図る必要があります。

森林は、雨水を貯えて河川の流量を安定させ洪水を緩和するほか、美的景観の形成、保健休養林、動植物の生息環境の提供、二酸化炭素の吸収など、重要な役割を果たしています。

しかし、近年では、林業従事者の減少や高齢化、木材価格の低迷による経営環境の悪化等のため、適切な森林管理が難しくなっている状況もみられます。このため、今後農山村部における一層の過疎化の進行に伴い、森林を適正な状態で維持できなくなるおそれがあります。

## ◆◆◆ 目標指標 ◆◆◆

指標項目	単位	平成 28 年度	令和 3 年度	令和 10 年度
		基準	中間実績	目標
素材生産量	m <sup>3</sup>	5,485	4,299	10,000

## ◆◆◆ アンケート結果 ◆◆◆

市民の 26.3%が「里山や山林の荒廃」、20.5%が「開発による自然破壊」を関心のある環境問題として挙げています。

### 施策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	地域森林整備計画に基づき、計画的な森林整備を推進します。	森林課
2	県・市・森林組合・森林所有者が一体となった取り組みを推進します。（森林経営管理制度等）	森林課
3	間伐材の活用や地元生産材の利用拡大等による林業活性化を推進します。	森林課
4	各種団体と連携した林業体験や木工づくりなどのイベントの開催による林業への理解の増進を行っていきます。	森林課
5	山間地での造林事業の推進や森林資源の有効活用による森林と森林景観の保全を行っていきます。	森林課
6	農林業の後継者や新規就業者の育成、確保支援を行っていきます。	森林課
7	人工林の適正管理の推進による森林機能・景観の保全を行っていきます。	森林課
8	生産基盤の整備と林業の振興を図り、森林の保全を行っていきます。	森林課

## (2) 緑と農地の保全

### 現状と課題

農地は、農作物を栽培する機能の他に、雨水を貯留して地下水をかん養する機能や、田園風景を形成する景観資源等としての役割を有しています。しかし、市内の経営耕地面積・農家数はいずれも減少傾向であり、遊休荒廃農地が中山間地域を中心に増加傾向を示しています。

人手が加えられなくなった農地や山林は、雑草の繁茂や荒廃により美観を損ね、農地景観や山林景観が阻害されるケースが目立ってきています。

### ◆◆◆ 目標指標 ◆◆◆

指標項目	単位	平成 28 年度	令和 3 年度	令和 10 年度
		基準	中間実績	目標
認定農業者数	人	145	145	138
農地所有適格法人数	法人	18	26	30
ほ場整備率	%	58	61	62

### ◆◆◆ アンケート結果 ◆◆◆

市民の 39.9%が「山や川などの自然の景色の美しさ」について、また、38.8%が「緑とのふれあいの多さ」について満足しています。

## 施 策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	休耕田や耕作放棄地等の有効活用による農地と農地景観の保全を行っていきます。	農政課 農業委員会
2	営農組織や認定農業者の育成等による意欲ある農業の担い手を育成支援します。	農政課
3	農地の集積等による遊休農地の解消を行っていきます。	農業委員会 農政課
4	地方回帰者による「帰農」の支援を行っていきます。	農政課

## 市民の取り組み

- 農産物直売所などで、地元で作られた農産物を選んで購入するようにしましょう。
- 農地や森林の価値を理解し、各種活動や苗木配布などのイベントに積極的に参加するようにしましょう。
- 耕作しない農地は、不良状態にならないよう適正に維持・管理しましょう。
- 遊休農地の有効な活用に努めましょう。



市内の田園風景

### (3) 生態系全体を考慮した自然環境の保全

#### 現状と課題

本市の水域には、希少な生物種であるヤリタナゴ、マツカサガイ、ホトケドジョウが生息しています。本市に生息するヤリタナゴは、県内で生息する唯一の在来種のタナゴです。これらの3種は、市の天然記念物として指定されていますが、絶滅のおそれもあります。

環境省のレッドリスト（令和4年3月）において、ヤリタナゴとマツカサガイは「準絶滅危惧」、ホトケドジョウは「絶滅危惧ⅠB類」に指定されています。また、群馬の動物レッドリスト（2022年改訂版）において、マツカサガイは改訂前から変わらず「絶滅危惧ⅠA類」に指定されていますが、ヤリタナゴは「野生絶滅」、ホトケドジョウは「絶滅危惧ⅠB類」と、改訂前より厳しい区分に指定されています。

これらの3種の外、群馬の動物レッドリストで絶滅のおそれのある野生動物として指定された種のうち、キンブナ（絶滅危惧ⅠA類）、メダカ（絶滅危惧ⅠA類）、シマドジョウ（準絶滅危惧）、カジカ（準絶滅危惧）、カマツカ（準絶滅危惧）、ギバチ（絶滅危惧Ⅱ類）が市内の河川で確認されています。

現在、本市に生息する貴重な生物の保護については、環境保護関係のNPO法人やボランティア団体による自主的な活動に頼っている状況にあり、各種団体がそれぞれ連携・協力しながら保護活動を行っています。

また、平成21年度に神流川と三波川を対象として環境省環境部「水生生物による水質判定」に基づいて水生生物調査を行い、水中昆虫等の生息状況を確認した結果、神流川、三波川ともに、サワガニ、ヒラタカゲロウ、カワゲラ等の出現回数が多く、「きれいな水」に分類されました。

森林には、国指定天然記念物のヤマネが生息し、桜山公園には国指定名勝及び天然記念物の冬桜が群生しています。

一方、外来生物について、本市ではホームページ及び広報にて情報の周知を行っています。また、外来生物被害の予防に向けて、環境省により作成された「外来種予防三原則」について市民・事業所・行政それぞれが心にとめ、行動することが重要です。

#### ●外来種被害予防三原則

入れない	捨てない	拡げない
悪影響を及ぼすおそれのある外来種を、自然分布域から非分布域へ「入れない」	飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」（逃がさない・放さない・逸出させないことを含む）	既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」（増やさないことを含む）

## ヤリタナゴの生態と保護について

ヤリタナゴは、河川中流域のワンド（小さな入江）や支流等の多少流れのあるところに生息します。かつては平野部の河川や湖沼に普通にみられ、県内には在来種が5種生息していました。

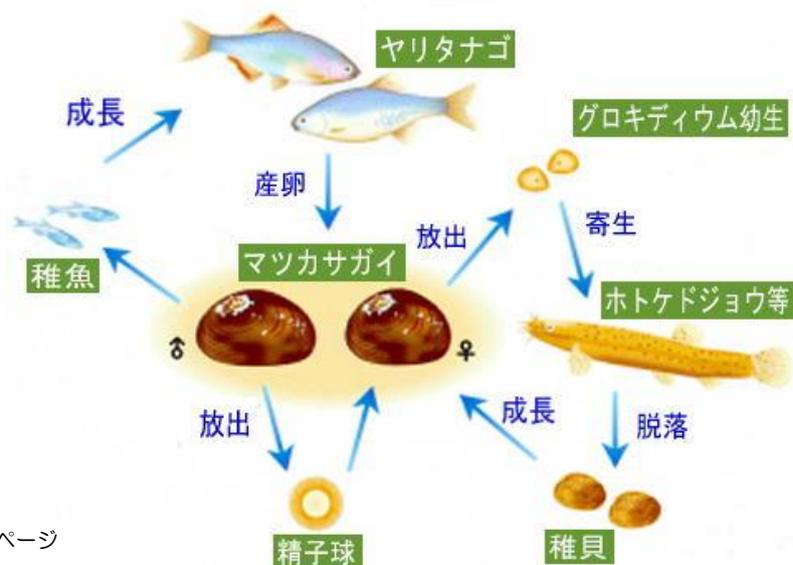


ヤリタナゴ

ヤリタナゴはコイ目コイ科に属し、体長は8~12cmほどで、体形は細長く、口端に1対の口ひげを持っています。産卵期になると、オスは体が赤みを帯び、背びれと尻びれの縁が朱色に染まります。産卵期は春から夏で、主にマツカサガイに卵を産み付けます。卵は貝の中で授精し、そのまま孵化します。稚魚は1cmほどの大きさになるまで貝にとどまります。

これらの生物の生態をみると、ヤリタナゴはマツカサガイに卵を産むため、この貝がなければ繁殖できないという特徴があります。また、マツカサガイは幼生期にホトケドジョウ等に付着・寄生しなければ成長できません。このようにヤリタナゴ・マツカサガイ・ホトケドジョウは、相互に産卵や幼生期を他の生物に依存しているため、生物種を保護するためには、それぞれ単独で保護するのではなく、これらの生物の生息環境全体を保全することが大切です。

### ●ヤリタナゴ・マツカサガイ・ホトケドジョウ等の生態関係



資料) 藤岡市ホームページ

## 施策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	市の天然記念物であるヤリタナゴ、マツカサガイ、ホトケドジョウを継続して保護します。	文化財保護課
2	関係者、団体等との連携、協働による貴重な生物の保護活動を推進します。	文化財保護課 環境課
3	ヤリタナゴ等の貴重な生物の生息環境の保全、回復を推進します。	農政課 文化財保護課
4	外来生物による既存生態系への影響を防ぐため、外来生物に関する情報提供を行うとともに、県などの関係機関と連携し、対策を行っていきます。	環境課
5	三波川の冬桜と三波石峡の保護・啓発活動を推進します。	文化財保護課 にぎわい観光課

## 市民の取り組み

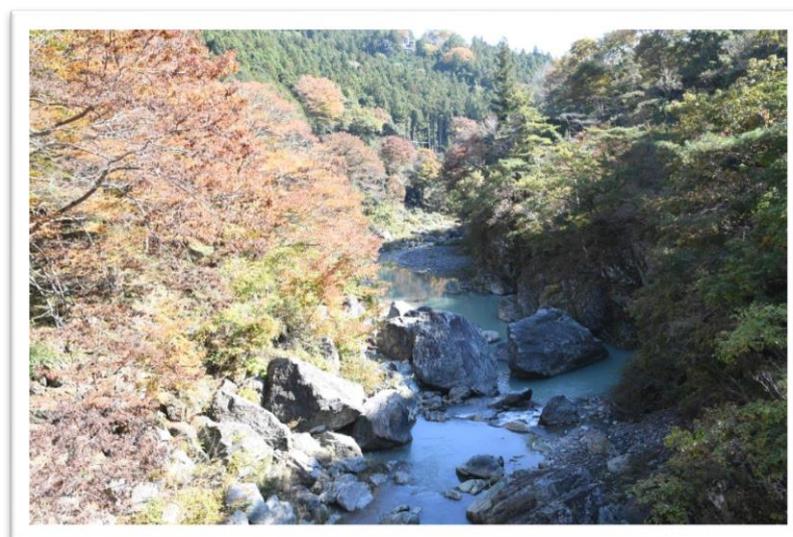
- 身近な自然や市域に分布する動植物に関心を持ち、自然に対する知識を深めましょう。
- 自然の中で遊びやレクリエーションを楽しみ、自然と親しみを深めましょう。
- 貴重な動植物が生息する場所は、地域のかげがえのない場所として大切に保護しましょう。
- 外来種の動植物を自然に放さないようにしましょう。
- ハイキングやキャンプ、釣りなどのレジャーやレクリエーションで発生したごみは必ず持ち帰るようにしましょう。
- 地域の自然観察会に参加するなど、自然についての知識と理解を深めましょう。
- ヤリタナゴやホタルの生息できる水辺環境の整備や水辺の美化活動など、自然を回復する活動に積極的に参加するようにしましょう。

## 事業所の取り組み

- 開発行為などの事業活動では、環境に配慮した工法の採用などにより、自然環境や生態系への影響をできるだけ少なくするよう努めましょう。
- 屋外照明使用の際には、景観や生活環境だけでなく、周辺の動植物にも配慮するようにしましょう。
- 開発事業においては、地域の自然や景観に配慮した空間づくりに努めましょう。



冬桜（桜山公園）



三波石峡

## 安全・安心な社会

### 基本施策

#### 1 快適で安らげる生活環境の確保

(1) 生活排水対策の推進

(2) 公害の未然防止

#### 2 安心・良好な街並み

(1) 景観の保全

(2) 良好な街並みの保全と環境衛生

# 1 快適で安らげる生活環境の確保

## (1) 生活排水対策の推進

### 現状と課題

#### 《生活排水》

本市は、平成 12 年 5 月に群馬県知事より生活排水対策重点地域の指定を受けました。これを受けて、市民の生活環境基盤の整備と水環境の保全を目標として「生活排水対策推進計画」を平成 15 年 3 月に策定しました。現在は、令和 4 年 12 月に策定した生活排水処理基本計画をもとに、市全域における生活排水対策を積極的に推進しています。

生活排水処理の内訳をみると、本市の下水道は利根川上流流域関連公共下水道として昭和 62 年に供用を開始し、現在では市域の一部（面積 1,600ha、人口 46,500 人）を対象に全体計画が策定されています。事業計画面積は 552.4ha であり、令和 3 年度末において、その約 85%に当たる 468.9ha が整備されましたが、普及率は 32.4%にとどまっています。

合併処理浄化槽については、令和 3 年度末までに 8,110 基が設置され、単独処理浄化槽や汲み取り槽からの転換設置者に対して補助金を交付しています。

下水道及び合併処理浄化槽の普及率は 72.3%であり、群馬県平均 83.1%、全国平均 92.6%と比べて低い水準にあります。水質保全を図るうえで、下水道及び合併処理浄化槽への転換が必要とされています。

#### ◆下水道、合併処理浄化槽の整備状況

行政区域内 人口（人）	下水道等人口（人）			普及率 （%）
	公共下水道	合併処理 浄化槽	計	
63,291	20,520	25,234	45,754	72.3

注）行政区域内人口は、令和 4 年 3 月 31 日の住民基本台帳人口

## ◆◆◆ 目標指標 ◆◆◆

指標項目	単位	平成 28 年度	令和 3 年度	令和 10 年度
		基準	中間実績	目標
下水道の普及率	%	32.1	32.4	34.0
下水道の接続率	%	73.3	80.6	87.3
合併処理浄化槽の普及率	%	33.8	41.5	46.5

## ◆◆◆ アンケート結果 ◆◆◆

これからの本市が重点的に進めるべき環境対策として、市民の 27.1%、事業者の 26.2%が「下水道や合併浄化槽の普及」を挙げています。

## 施策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	公共下水道事業の推進及び下水道整備完了区域での早期接続を促進します。	下水道課
2	汲み取りや単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。	下水道課

## 市民の取り組み

- 台所などからの調理くずや食べ残し、油などを排水口に流さないようにしましょう。
- 水やお湯を無駄にしないように心がけましょう。
- お風呂の残り湯は、洗濯や庭への散水で使用するなど、有効利用に努めましょう。

## (2) 公害の未然防止

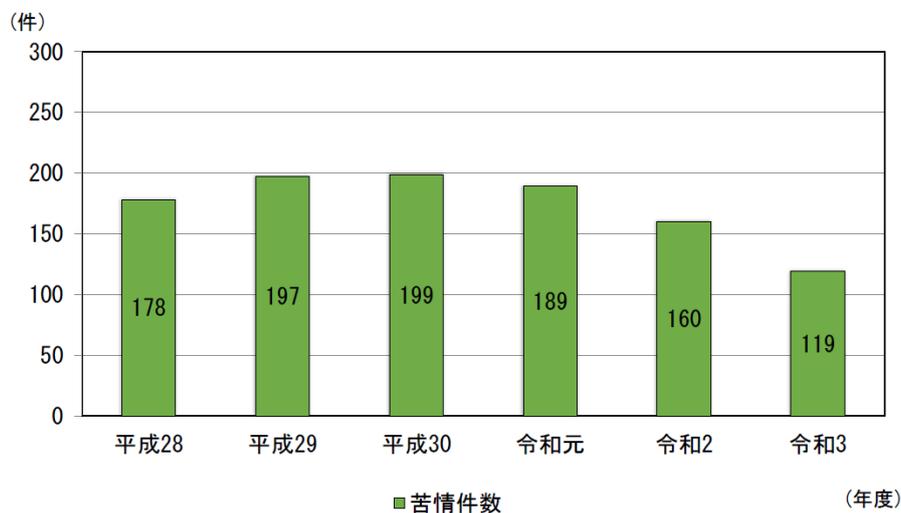
### 現状と課題

#### 《公害苦情》

本市における生活環境に関する苦情件数は、平成 24 年度の 260 件をピークに減少傾向を示しています。

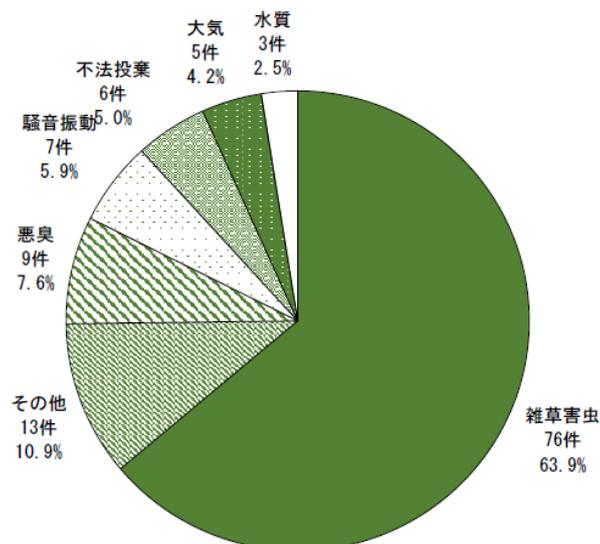
公害苦情の内訳についてみると、従来の事業活動に伴う事業系の公害から、市民の日常生活活動に伴う生活系の公害にシフトしつつあることが特徴となっています。令和 3 年度の苦情件数の内訳をみると、雑草害虫に関するものが最も多く、全体の 63.9% を占めており、次いで野焼きなどの大気、不法投棄、騒音振動等となっています。

#### ● 苦情件数の推移



資料) 令和 4 年度藤岡市環境事業概要

#### ● 苦情処理の内訳 (令和 3 年度)



資料) 令和 4 年度藤岡市環境事業概要

## 《大気》

大気質の監視を目的として、群馬県において、一般環境大気の測定を18箇所、自動車排出ガスの測定を8箇所で行っています。一般環境大気では二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、自動車排出ガスでは二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質を主な対象として常時監視が行われています。

令和3年度における測定結果は、一般環境大気及び自動車排ガスの光化学オキシダントを除く各測定物質において、環境基準を達成しています。なお、群馬県では、光化学オキシダント等の濃度が高くなった際に「群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づき、注意報の発令などを行っています。

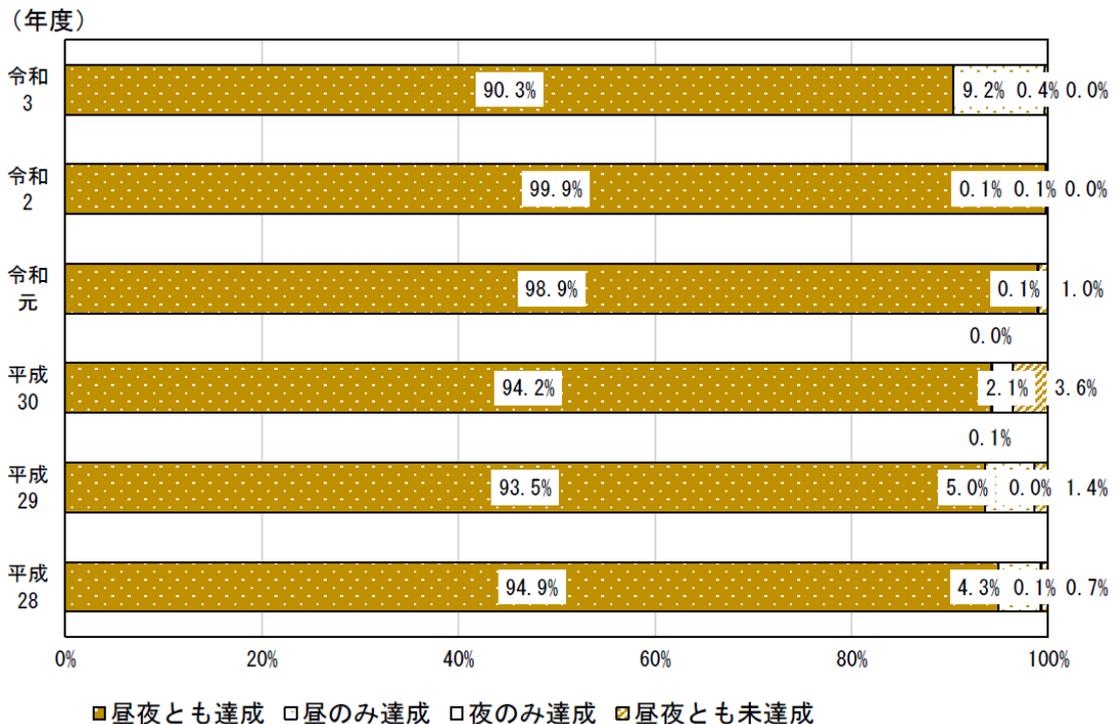
## 《騒音・振動》

本市は関越自動車道と上信越自動車道の結節点にあり、これらの高速道路からの自動車騒音を防ぐため、市内の上下線総延長の約1/3の区間に防音壁が設置されています。

また、毎年市内で、24時間環境騒音の測定を行い、本市における道路に面する地域の環境基準の達成状況を面的に評価しています。

新幹線鉄道に係る環境基準については、本市は1地点（藤岡市岡之郷）の測定を行っていますが、騒音・振動は上下線中心線から25m地点、50m地点ともに環境基準を満たしています。

### ●道路に面する地域における環境基準の面的評価\*



資料) 自動車騒音常時監視業務委託報告書

※幹線道路に面した地域において、騒音の環境基準がどの程度満足しているかを示す道路交通騒音の評価方法。

## 《悪臭》

生活環境を保全するため、悪臭に対しては、悪臭防止法により、臭気指数の規制をしています。これにより、必要に応じて事業者に対する報告徴収、立入検査、改善勧告、改善命令、事故時の応急措置命令等を行っています。

### ◆規制基準

臭気指数区分	指定区域
臭気指数 13	・ 鬼石地区全域（旧鬼石町全域）
臭気指数 15	・ 第一種低層住居専用地域 ・ 第一種中高層住居専用地域 ・ 第二種中高層住居専用地域 ・ 第一種住居地域 ・ 第二種住居地域 ・ 準住居地域 ・ 近隣商業地域 ・ 商業地域 ・ 準工業地域
臭気指数 21	・ 工業地域及び工業専用地域 ・ 指数 15 区域以外の市域全般

資料) 令和3年度藤岡市環境事業概要

## 《ダイオキシン類》

ダイオキシン類は廃棄物を焼却する際に発生します。

本市では、清掃センターの排ガスを対象としてダイオキシン類の測定を行っています。令和3年度の調査結果によると、1号焼却炉、2号焼却炉いずれも排出基準を下回っています。

廃棄物処理に関する規制では、平成13年4月から農林漁業に関するやむを得ない焼却等を除いて廃棄物の野外焼却が禁止されました。また、平成14年12月からはダイオキシンの大気排出基準を満たさない簡易焼却炉、ブロック積みやドラム缶などの焼却炉の使用が禁止されています。

### ◆清掃センターダイオキシン濃度表

単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N

	1号焼却炉	2号焼却炉
令和3年度	0.0032	0.0036
排出基準値	1	1

資料) 藤岡市清掃センターより

## ◇◆◇ アンケート結果 ◇◆◇

市民の38.8%が「家の周りの静けさ、振動など」について、また、36.4%が「空気のきれいさ、においなど」について満足しています。

事業者が公害防止対策として「既に実施している」の回答が最も多いのは、「有害物質の削減」が31.9%、次いで「騒音や振動対策」が31.2%、「水質汚濁対策」が29.8%などとなっています。

## 施 策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	市に寄せられた苦情・相談に対して、法令・条例等に基づき、所管する県などの関係機関と連携し、適切に対応していきます。	環境課
2	「藤岡市空き地の清潔保持に関する取扱要綱」に基づき、空き地所有者に対する指導を継続します。	環境課
3	光化学オキシダントが発生したときは、市民に周知するとともに県などの関係機関と連携し、対応します。	環境課
4	野外焼却（野焼き）の禁止に関する啓発活動を推進するとともに、関係機関に対し指導要請を行います。	環境課 農政課
5	騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法による規制基準を遵守させるとともに、適正な届け出を指導します。	環境課
6	廃棄物処理施設の適正な管理を継続します。	清掃センター
7	建築物解体現場におけるアスベスト飛散対策の適正実施を指導します。	都市計画課
8	化学物質や重金属等の使用事業者に対する管理の徹底や、土壌汚染防止について県と連携して対応します。	環境課
9	事業者からの有害物質の流出を監視するとともに、県と連携して対応します。	環境課

### 事業所の取り組み

- 法令に基づく公害防止対策を推進しましょう。
- 業務用施設、空調、ボイラー、排水処理施設などは、維持・管理を適切に行い、水や大気の保全に努めましょう。
- 農薬や化学肥料などの化学物質は、適正に使用・管理しましょう。
- 事業活動の際には周辺環境に配慮し、騒音や悪臭などの発生防止に努めましょう。
- 大気汚染、水質汚濁、騒音などに関する管理目標を設定しましょう。

## 2 安心・良好な街並み

### (1) 景観の保全

#### 現状と課題

本市は、「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産である史跡高山社跡をはじめ、県下有数の規模を誇る古墳群など歴史文化的な資源に恵まれており、本市の景観を形づくっています。

良好なまちの景観を形成するため、景観法及び藤岡市景観条例に基づき、無秩序な開発行為等を防止する取り組みを実施し、地域の特色を生かした景観づくりを進めていく必要があります。市民・事業者・行政が一体となったまちづくりをすることが望まれます。

#### ◆◆◆ 目標指標 ◆◆◆

指標項目	単位	平成28年度	令和3年度	令和10年度
		基準	中間実績	目標
景観啓発活動	回	0	0	2
都市計画公園供用率	%	26.7	30.3	32.0



国指定史跡高山社跡

## 施 策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	適正な土地利用による地域の景観資源の保全を推進します。	都市計画課
2	都市計画等に基づく土地利用の推進による景観に配慮した都市空間を整備します。	都市計画課
3	景観法及び藤岡市景観条例に基づき、建築や開発等の行為の規制、指導を行っていきます。	都市計画課
4	公共施設及び道路沿道の緑化を推進します。	都市施設課
5	三波川や桜山公園の冬桜の保護育成の継続と観光資源としての活用を推進します。	にぎわい観光課 文化財保護課

### 市民の取り組み

- 地域の歴史や文化、景観資源などに対する理解を深め、その保護に協力するようにしましょう。
- 郷土芸能やお祭りなどの行事に積極的に参加し、地域の財産として大切にするようにしましょう。

### 事業者の取り組み

- 工場や事業所などの敷地は適正な管理に努め、雑草の繁茂や害虫の発生を防ぎましょう。
- 樹木の植栽や花壇の整備などにより緑化を図りましょう。
- 建築物や広告物は景観・美観に配慮し、周辺環境との調和を図りましょう。
- 地域における歴史的建築物・文化財などの保全活動に積極的に参加し、支援しましょう。

## (2) 良好な街並みの保全と環境衛生

### 現状と課題

本市の市街地は、敷地規模が狭い住宅が密集していることが多く、生け垣や樹木等で緑化されている空間は少ない状況にあります。一方、人の目が行き届かない山林や河川、空き地などでは、ごみの散乱や生活、事業関連の廃棄物を不法に投棄している実態があります。また、高齢化の進行によって、所有している土地や建物を管理することができなくなり、その結果、樹木や雑草の繁茂や毛虫や蚊の発生などの問題になっています。さらに、犬・猫のふん害や飼い主のいない猫が増えるなど、地域のトラブルも増加しています。

快適な街並みを形成・維持していくために、不法投棄監視などの地域パトロールの実施や、地域ネットワークの構築、犬・猫の適正な飼育など街の美化に関する市民意識の向上に向けた施策を展開しています。また、平成30年度より、飼い主のいない猫を増やさないために、市民、NPO法人、本市の三位一体となった「地域猫事業」を開始し、環境衛生の向上に努めています。

#### ◆不法投棄監視パトロールの実施状況（各年度）

年度 項目	平成30	令和元	令和2	令和3
実施日数 (日)	137	139	136	134
回収量 (t)	0.6	0.5	0.5	0.4

資料) 令和4年度藤岡市環境事業概要

#### ◆啓発看板配布実績（各年度）

年度 項目	平成30	令和元	令和2	令和3
配布枚数 (枚)	22	24	31	36

資料) 令和4年度藤岡市環境事業概要

#### ◆「地域猫事業」による飼い主のいない猫の不妊手術実績（各年度）

年度 項目	平成30	令和元	令和2	令和3
手術頭数 (頭)	60	149	131	35

## 施 策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	不法投棄の予防のため、不法投棄監視パトロールを実施していきます。	環境課
2	不法投棄が発生したときは、県及び警察等の関係機関と連携した迅速な対応を行っていきます。	環境課
3	市民、学校、事業者等による環境美化運動を推進します。	環境課
4	狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の接種率向上に努めます。	環境課
5	動物愛護の精神に基づく犬・猫の適正飼育について広報等により周知します。	環境課

### 市民の取り組み

- ペットの飼育マナーを守り、ふんは路上などに放置せず、持ち帰るようにしましょう。
- たばこやごみのポイ捨てをしないようにしましょう。
- 地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加し、美しいまちづくりに協力するようにしましょう。

### 事業者の取り組み

- 地域の美化活動などに積極的に参加・協力しましょう。

## 環境保全の学習と活動

### 基本施策

#### 1 環境教育・環境学習の推進

(1) 環境保全についての意識啓発、  
環境に対する理解の向上

(2) 環境情報の提供、情報公開の推進

#### 2 環境保全活動の推進

(1) 環境保全のための取り組みの推進

# 1 環境教育・環境学習の推進

## (1) 環境保全についての意識啓発、環境に対する理解の向上

### 現状と課題

地球温暖化問題など今日の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動に起因しており、公害など従来の環境問題のように特定の原因を示すことができないことが特徴となっています。このため、市民や事業者の環境に対する意識の変化を促すことで、日常生活や事業活動からの環境負荷を減らしていくことが大切です。

そのためには、環境保全の意識の高揚に向けて家庭や学校、職場、地域等のあらゆる場面での環境教育・環境学習を推進することが必要です。

現在、市内の小中学校では、河川の清掃や水生生物調査等の各種の環境保全活動と併せた環境教育を実施しています。また、市民や、市民団体を対象とした各種講座や活動の普及・啓発などを推進しています。

### ◆◆◆ アンケート結果 ◆◆◆

市民の地区の環境に対し不満と感じていることについて、33.8%が「市民1人ひとりの環境に対する意識や取り組み」、32.4%が「環境について学ぶ機会の多さ」を挙げています。

一方、事業者の「社員に対する環境教育の実施」は、前回の29.3%から38.3%と9%増加しています。

## 施 策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	年齢、学習段階に応じた環境教育プログラムを検討します。	学校教育課
2	群馬県の環境プログラム「エコムーブ号」などの教材を活用した環境教育を行います。	環境課 学校教育課
3	給食での「食育」を通じた環境教育を行います。	学校教育課 給食センター
4	出前講座の活用などによる事業者の社員への環境教育の実施を支援します。	環境課 生涯学習課

## 市民の取り組み

- 環境問題についての講演会や体験学習、イベントなどに積極的に参加し、環境保全に関する知識を深めるようにしましょう。
- 環境問題に関する興味を深めることで、環境にやさしい生活や行動を心がけるようにしましょう。
- 環境問題について自ら情報を収集し、正しい知識を深めるようにしましょう。



稚鮎の放流（日野小学校）

## (2) 環境情報の提供、情報公開の推進

### 現状と課題

市民や事業者等が環境保全活動に取り組むうえで、本市の環境の状況について正しく理解する必要があります。

本市では、環境事業に関する実施状況や環境測定の結果について、「藤岡市環境事業概要」を作成し、市広報、ホームページ等を通じて公表を行っていますが、市民や事業者等への周知方法の工夫や情報の有効な活用方法が課題となっています。

環境省や群馬県では、それぞれ環境カウンセラー制度や環境アドバイザー制度を導入しており、環境への専門的な知識を活かしたボランティア活動を支援・実施しています。

しかし、これらの制度に対する市民や事業者等の認知度はまだまだ低く、その積極的な活用には至っていないことが課題となっています。

### ◆◆◆ アンケート結果 ◆◆◆

市民の33.8%は「市や事業者による環境情報の提供」に不満を感じており、情報の提供、情報公開が課題と思われます。

### 施策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	市広報やホームページ等による環境関連情報の充実を図っていきます。	環境課
2	環境分野での人材を確保するために、環境カウンセラー、環境アドバイザー制度についての市民周知を行っていきます。	環境課
3	図書館での環境関連書籍の充実を図っていきます。	図書館
4	地球温暖化、環境問題などについて学べる環境学習の場所、機会の創出と充実を図っていきます。	環境課

## 2 環境保全活動の推進

### (1) 環境保全のための取り組みの推進

#### 現状と課題

近年、自分たちの地域は自ら守り育てるという機運が高まってきており、地域住民自らの手による特色あるコミュニティ活動や地域づくり活動、地域美化運動等、地域の課題の解決に向けた実践的な市民活動が行われるようになってきています。本市においても、市民団体による河川清掃・植栽等のボランティア活動が行われています。また、河川環境の改善を図るため、国土交通省と周辺自治体（高崎市・玉村町・神川町・上里町）及び各地域の住民の協力により「河川クリーン作戦」を毎年実施しています。本クリーン作戦は河川愛護月間における活動の一環として昭和 63 年から始まり、新型コロナウイルス感染症の影響で近年は中止していましたが、令和 4 年度より実施を再開しています。地域の人たちの自然環境や河川環境への関心は高まってきており、地域と行政が一体となって可燃・不燃ごみを収集し、大きな成果を挙げています。

今後も、行政と地域とが連携し活動することで、市民の意識を向上させていくことが必要です。本市では、事業者における環境負荷の低減に向けた自主的な取り組みを推進するため、ISO14001 等の環境管理システムの普及に向けた啓発と認証取得を希望する事業者に対して、補助金制度による支援をしています。

このほか、環境保全対策について、環境保全協定を締結するよう積極的に取り組みを推進します。さらに、市内の中小事業者の工場・事業所等から発生する公害を防止するため、事業者自らが行う公害防止施設の設置や改善に対して融資制度を設け、公害防止を支援します。

#### ◆◆◆ 目標指標 ◆◆◆

指標項目	単位	平成 28 年度	令和 3 年度	令和 10 年度
		基準	中間実績	目標
環境保全協定締結事業者数	事業者	37	80	90

## ◆◆◆ アンケート結果 ◆◆◆

住んでいる環境に対して、「ごみ出し、ポイ捨てなどのマナー」について、市民の37.8%が不満であり、市が重点的に進めるべき施策として、市民の29.8%、事業者の34.8%が「不法投棄やポイ捨て対策」を挙げています。

一方、事業者の「環境マネジメントシステム(ISO14001)の導入」は前回の7.8%から、20.6%と12.8%増加しています。

### 施 策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	事業者との「環境保全協定書」締結を推進し、環境基準の遵守及び地域への環境保全活動の取り組みを推進していきます。	環境課 商工観光課
2	事業者の自主的な環境保全の取り組みに向けた「ISO14001」、「エコアクション21」等の環境認証取得を促進します。	環境課 商工観光課
3	地域団体、小中学校等の環境美化活動に対し美化活動用ごみ袋の配布などの支援を行っていきます。	環境課
4	公共事業工事における環境に配慮した工法や再生資材利用を推進します。	土木課ほか事業 担当課
5	事業者向け省エネルギーに関するセミナーを開催し、省エネルギーの意識向上に努めます。	環境課
6	環境保全活動を通じた地域づくりを支援します。	環境課 土木課
7	国、県、近隣市町村との行政区域の枠を超えたネットワークの形成を行っていきます。	環境課 土木課 鬼石振興課
8	「公害防止施設設備資金融資制度」の利用促進により事業所における公害防止対策を推進します。	環境課

## 事業者の取り組み

- 社員に対する環境研修・環境教育の実施、各種団体が開催する学習会やセミナーなどに積極的に参加し、環境への意識を高めるようにしましょう。
- ISO・エコアクション21の認証取得、環境GS（ぐんまスタンダード）認定制度の利用、社内責任者の任命など、環境保全に向けた社内体制の整備をしましょう。
- 環境への配慮を事業計画の目標の一つとして示すようにしましょう。
- 地元住民との交流や意見交換などの機会を設け、事業所の環境に関する情報を市民に積極的に公開するよう努めましょう。
- 事業者間の交流や情報交換などにより最新の環境情報を積極的に入手し、日々の事業活動に反映させるようにしましょう。
- グリーンツーリズムや森林ボランティアなどの各種の活動・イベントを活用した市民との交流を推進しましょう。



河川クリーン作戦



# 資料編

---

---

# 1 藤岡市環境基本条例

(平成10年3月17日条例第12号)

私たち藤岡市民は、緑豊かな山々と清らかに澄んだ「鮎川」の流れなど素晴らしい自然環境の恵みのもとに、健康で文化的な生活を営んでいる。この自然と良好な環境は、多くの動植物の生存と同時に、私たちの生活の基盤となっている。

しかし、近年の社会経済活動の進展は、私たちの生活の利便性を高める一方で、生活環境の悪化や、微妙な均衡の上で成り立つ自然の生態系にも影響を与えている。

私たちは、自然から与えられた豊かな環境を享受する権利を有するとともに、この環境を子孫に引き継ぐ責務を有している。

この責務を果たすため、私たちは、あらゆる活動において環境に配慮することにより、自然と人が共生できる社会を築くことに積極的に取り組まなければならない。

私たち市民は、藤岡の良好な環境の保全及び創造を図り、史跡を大切に、青い空と緑を育て、清潔なまちづくりを目指し、ここにこの条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全と創造に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、ひいては地球環境の保全に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環境並びに歴史的及び文化的環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって人の健康若しくは生活環境又は動植物の生育環境に被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、すべての

市民が健全で豊かな環境の恵みを受るとともに、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、すべての市民が日常生活又は事業活動のなかで、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減する行動に取り組むことにより行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動による製品その他の物が廃棄物となった場合、その適正な処理を図るために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動による製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるものとする。

5 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第7条 市長は、市の環境の現況、良好な環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況について、年次報告書を作成し、公表しなけ

ればならない。

## 第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の推進)

第8条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨とし、各種の施策の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 清流と緑豊かな自然環境の保全及び創造の推進
- (2) 環境への負荷の少ない循環型社会を目指し、公害の未然防止、省資源及び省エネルギーの推進
- (3) 廃棄物の適正処理及び減量化並びにリサイクルの推進
- (4) 美しく清潔な地域づくりの推進

2 市は、前項に規定された事項を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(環境基本計画の策定等)

第9条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、藤岡市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市長は、環境基本計画を策定する場合は、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるとともに藤岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合に準用する。

(市の施策と環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(環境影響評価)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業を実施するに当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る良好な環境の保全及び創造について適正な配慮が行えるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全上の規制)

第12条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為、その他環境保全上の支障を防止するため、

必要な規制の措置を講じなければならない。

(環境保全上の誘導)

第13条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減その他の良好な環境の保全及び創造に資する活動を行うよう誘導するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び情報の提供)

第14条 市は、環境教育の振興及び環境に関する広報活動の充実により、事業者及び市民が良好な環境の保全及び創造についての理解を深められるために、必要な情報の提供に努めるものとする。

(調査・測定等)

第15条 市は、環境状況の把握、環境変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の良好な環境の保全及び創造のための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

- 2 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(連携)

第16条 市は、良好な環境の保全及び創造を行うに当たり、広域的な取組が必要と認められるものについて、国又はその他の地方公共団体に対して協力を求め、連携して必要な措置を講ずるものとする。

## 第3章 良好な環境の保全及び創造を図るための推進体制

(環境審議会の設置)

第17条 市長の諮問に応じ、良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、藤岡市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議会の組織等)

第18条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民及び各種団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第19条 審議会に、会長及び副会長各1人を置

- き、委員の互選により決める。
- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審議会の運営)

第 20 条 前 3 条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(藤岡市環境審議会条例の廃止)

- 2 藤岡市環境審議会条例(平成 8 年条例第 4 号)は、廃止する。

附 則(平成 15 年条例第 1 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 藤岡市環境審議会規則

(平成10年3月17日規則第7号)

(趣旨)

第1条 この規則は、藤岡市環境基本条例(平成10年条例第12号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、藤岡市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議し、答申する。

- (1) 条例第4条に規定する施策の策定に関すること。
- (2) 良好な環境の保全及び創造に係る基本的事項に関すること。

(会議)

第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、関係者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

第5条 審議会に専門の事項を調査させる必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、専門の知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第6条 審議会に幹事若干名を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

- 2 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民環境部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第1号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

### 3 藤岡市環境審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

区分	所属機関等	氏名	備考
学識経験者	群馬医療福祉大学 看護学部看護学科 准教授	源内和子	
	高崎経済大学 地域政策学部地域づくり学科 教授	飯島明宏	
市民及び各種団体を代表する者	藤岡市区長会	清水一憲	
	藤岡市連合婦人会	染谷さかえ	
	藤岡市商工会議所 青年部	古市和男	
	藤岡市健康推進員協議会	梨木かほる	
	藤岡青年経営者協議会	根岸隆男	
	藤岡労働基準協会	田所武司	
	群馬県環境資源創生協会 藤岡支部	関口貴久	
	カワゲラの会	掛川優子	
	群馬県環境アドバイザー 藤岡ブロック	武藤国浩	副会長
	日野ホタルの会	福田一男	会長
群馬県地球温暖化防止活動推進員	高橋哲夫		
事業者	市光工業株式会社 藤岡製造所	峯岸竜二	
	群馬県建設業協会 藤岡支部	富澤博邦	
	生活協同組合コープぐんま	金沢司	
	株式会社チノー	村田匡史	
行政機関職員	群馬県西部環境森林事務所	神戸洋起	
	藤岡市小中学校校長会	佐藤淳	

※令和4年6月1日現在

## 4 策定経過

### 1. 第3次環境基本計画策定まで

平成29年	4月	藤岡市環境基本計画策定委員会委員会の設置
	9月1日	市民・事業者アンケート調査実施
	10月～	現行計画関連施策現況等調査実施
平成30年	2月6日	第1回藤岡市環境基本計画策定委員会開催 ・計画策定基本方針の決定
	2月22日	平成29年度第1回藤岡市環境審議会開催 ・計画策定基本方針の説明
	6月7日	平成30年度第1回藤岡市環境審議会開催 ・藤岡市環境審議会委員委嘱 ・環境審議会に対し第3次環境基本計画の策定について諮問
	10月9日	平成30年度第2回藤岡市環境審議会開催
	10月12日	第2回藤岡市環境基本計画策定委員会開催
	10月26日	第3回藤岡市環境基本計画策定委員会開催
	11月6日	平成30年度第3回藤岡市環境審議会開催
	12月3日～	パブリックコメント手続き（平成31年1月15日まで）
平成31年	1月17日	第4回藤岡市環境基本計画策定委員会開催
	1月24日	平成30年度第4回藤岡市環境審議会開催
	2月14日	第3次藤岡市環境基本計画の策定について答申

## 2. 第3次環境基本計画（改訂版）策定まで

令和3年	11月15日	令和3年度第1回藤岡市環境審議会開催 ・計画の改訂について説明
令和4年	6月6日	令和4年度第1回藤岡市環境審議会開催 ・藤岡市環境審議会委員委嘱 ・環境審議会に対し第3次環境基本計画の改定について諮問 ・第3次藤岡市環境基本計画（改訂版）の骨子案について議論
令和4年	10月26日	令和4年度第2回藤岡市環境審議会開催 ・第3次藤岡市環境基本計画（改訂版）の素案について議論
	12月21日	令和4年度第3回藤岡市環境審議会開催 ・第3次藤岡市環境基本計画（改訂版）の素案について議論
令和5年	1月4日～	パブリックコメントの実施（令和5年2月13日まで）
	3月1日	令和4年度第4回藤岡市環境審議会開催 ・第3次藤岡市環境基本計画（改訂版）の答申について議論
	3月16日	第3次環境基本計画（改訂版）の策定について答申

## 5 アンケート調査結果

環境保全などに関わる市民及び市内事業者の意識や意見、要望、環境行政へのニーズなどを把握し、それらを新しい環境基本計画に反映させることを目的として、アンケート調査を実施しました。

### ■市民アンケート

調査対象	市内在住の15歳以上79歳以下の男女1,000人
抽出方法	住民基本台帳データから無作為に抽出
調査方法	郵送配布一郵送回収
調査期間	平成29年9月1日～10月13日
回収数	376（回収率37.6%）

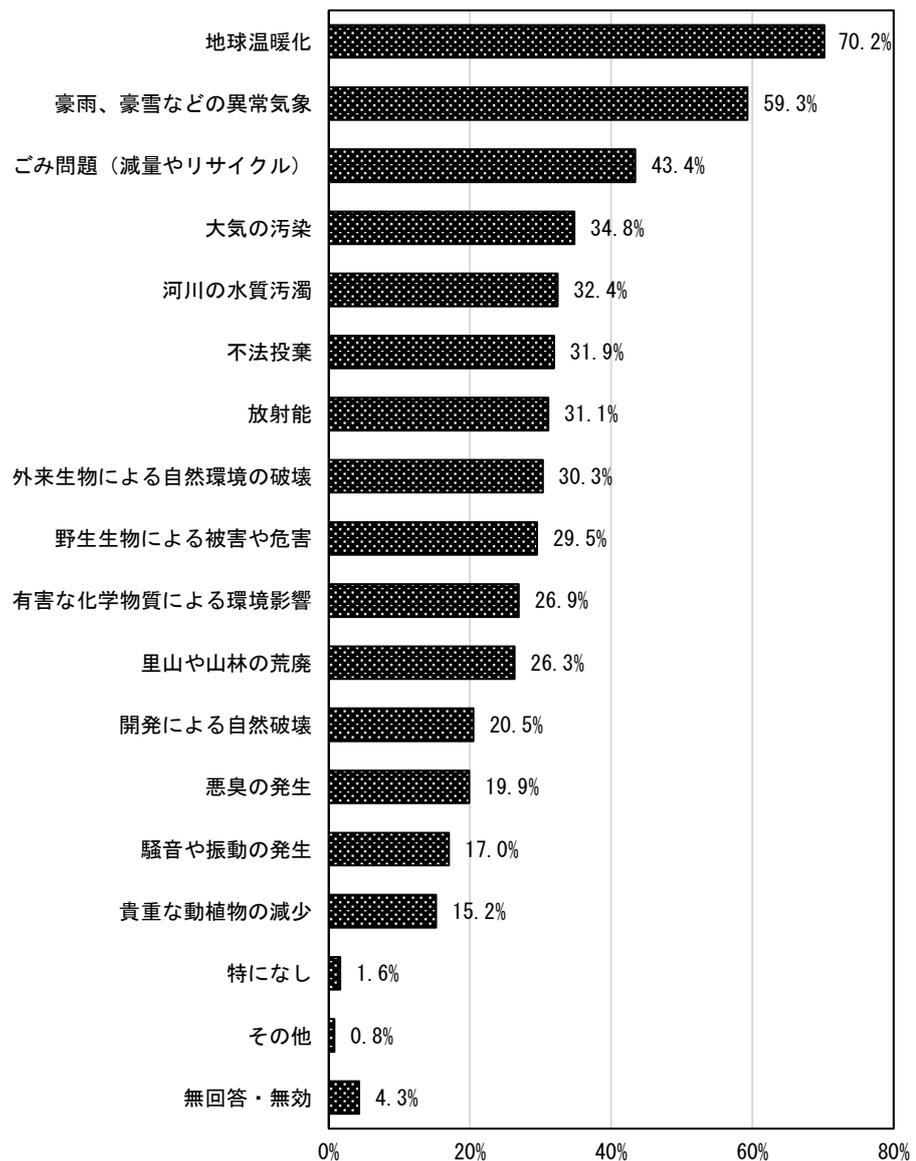
### ■事業者アンケート

調査対象	市内で営業する300事業所
抽出方法	タウンページから産業分類毎にバランスを考慮し抽出
調査方法	郵送配布一郵送回収
調査期間	平成29年9月1日～10月13日
回収数	141（回収率47.0%）

## ■市民アンケート結果（抜粋）

### 関心のある環境問題（複数回答）

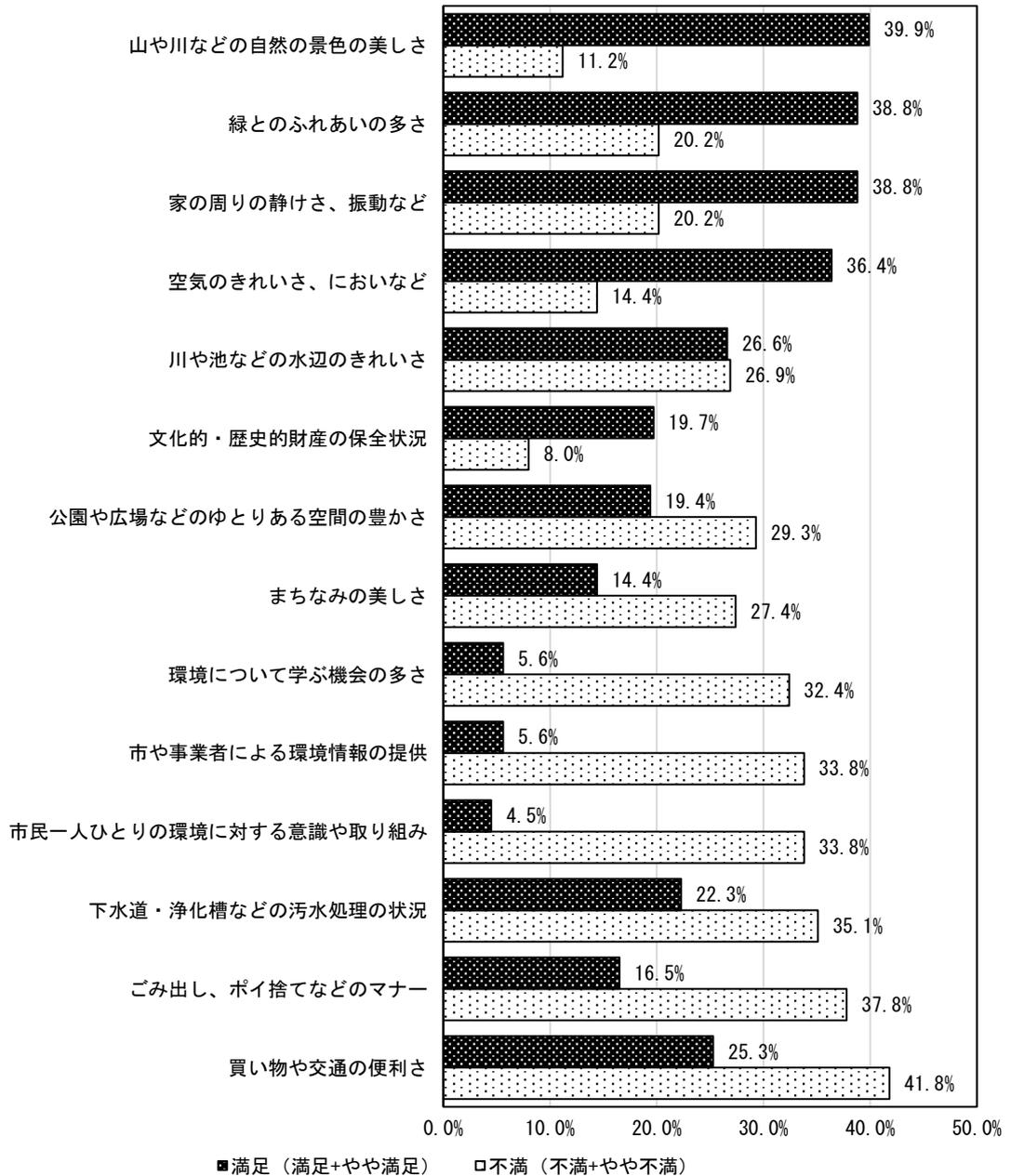
市民が関心を持っている環境問題としては、「地球温暖化」が70.2%で最も比率が高く、次いで「豪雨、豪雪などの異常気象」が59.3%、「ごみ問題（減量やりサイクル）」が43.4%、「大気汚染」が34.8%等となっています。



環境に対する満足度（複数回答）

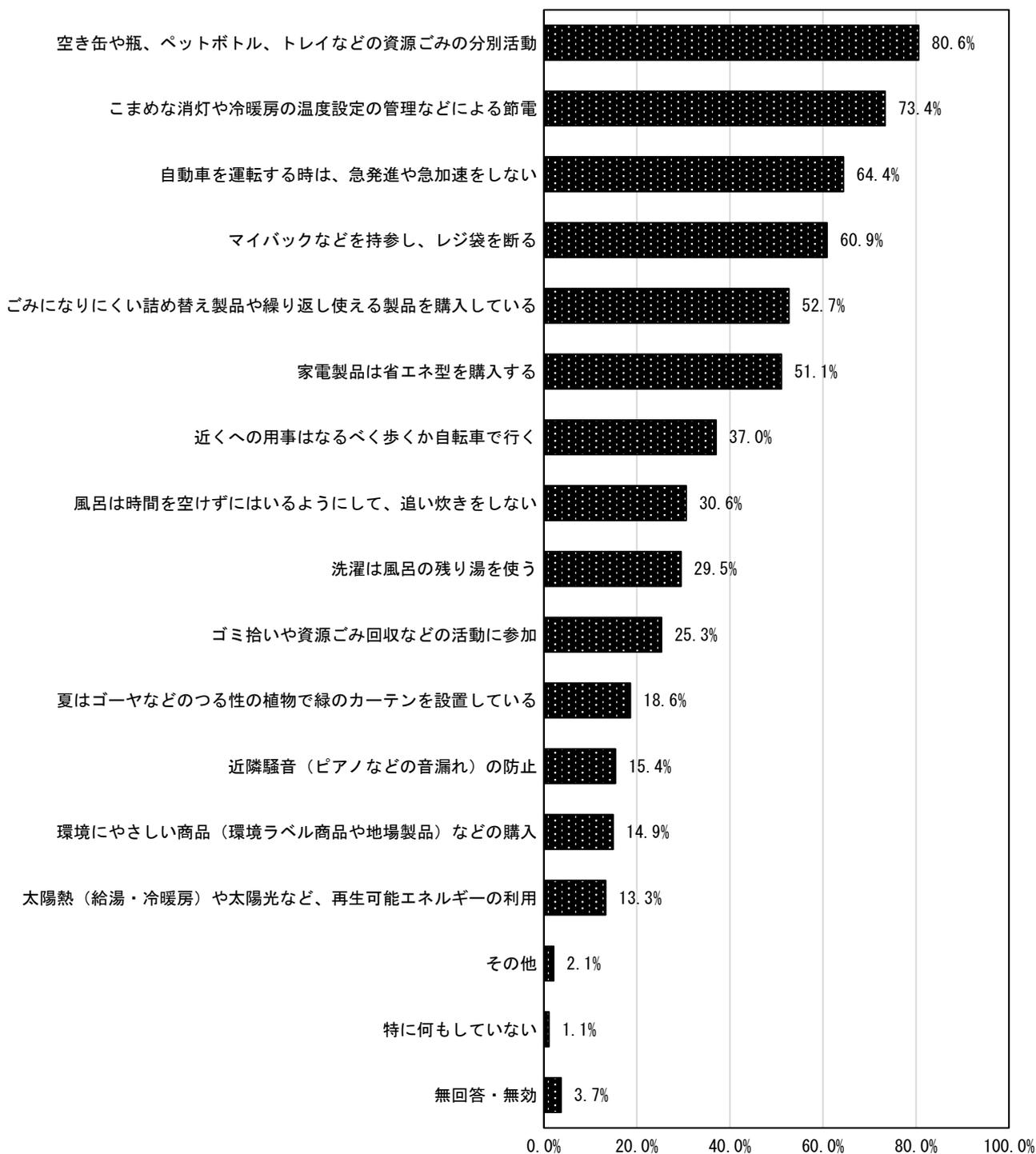
環境に対する満足度をみると、「山や川などの自然の景色の美しさ」、「緑とのふれあいの多さ」、「家の周りの静けさ、振動など」については、現状における満足度が高く、現在の好ましい状態を今後も維持・増進していく必要性が示唆されているものと考えられます。

また、「ごみ出し、ポイ捨てなどのマナー」、「買い物や交通の便利さ」については、現状の満足度が低いことから、市民への環境意識の啓発・醸成や環境教育などを推進していく必要があるものと考えられます。



環境にやさしい行動（複数回答）

環境にやさしい行動について、「空き缶や瓶、ペットボトル、トイレなどの資源ごみの分別活動」が80.6%と最も多く、次いで「こまめな消灯や冷暖房の温度設定の管理などによる節電」(73.4%)、「自動車を運転する時は、急発進や急加速をしない」(64.4%)の順となっており、9割以上の方が環境にやさしい行動に取り組んでいます。



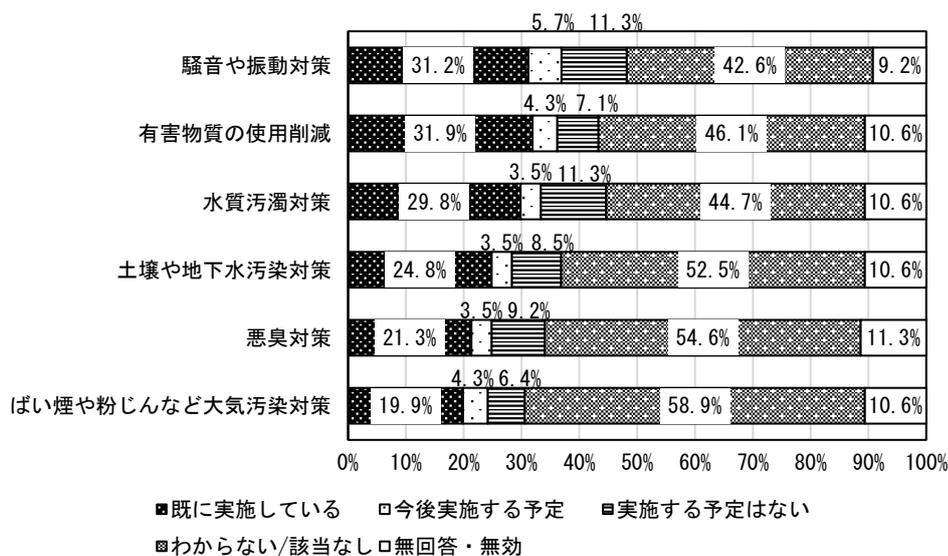
## ■事業者アンケート結果（抜粋）

### 環境保全の取り組み状況（単数回答）

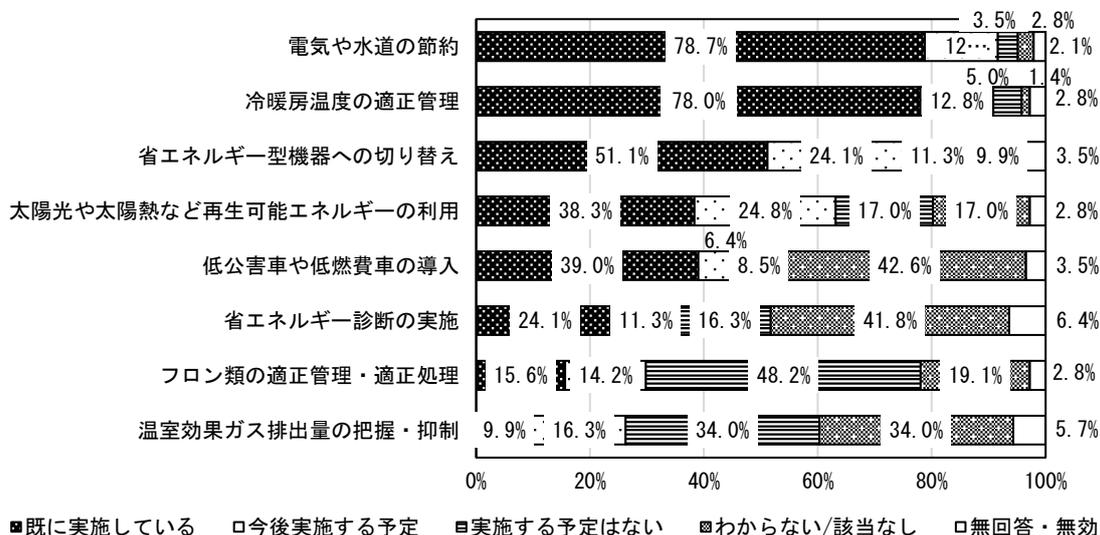
#### （1）公害防止対策

公害防止対策について、回答全体では「実施済み」との回答が、「有害物質の使用削減」で31.9%と最も多く、次いで、「騒音や振動対策」が31.2%、「水質汚濁対策」が29.8%となっています。

設問の全項目において、「該当しない」との回答が過半数の高い割合を示していることから、今回回答をお寄せ頂いた事業者においては、公害が発生する規模の環境への直接的な影響が少ないことが推察されます。

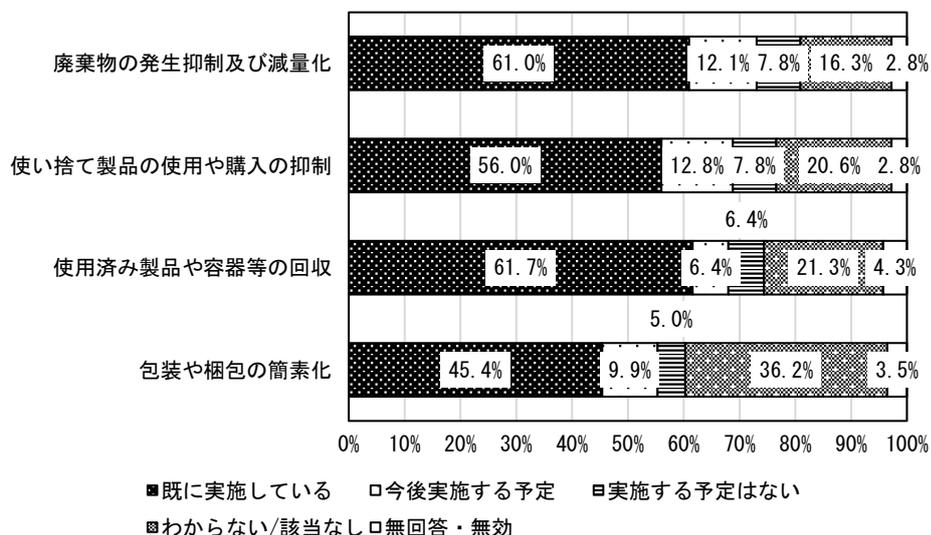


省エネルギー対策について、回答全体では「実施済み」との回答が、「電気や水道の節約」で78.7%と最も多く、次いで、「冷暖房温度の適正管理」が78.0%、「省エネルギー型機器への切り替え」51.1%、「太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの利用」が38.3%の順となっています。全体的な傾向として、経費節減を兼ねた省エネルギー対策や節水などの取り組みは積極的に実施している様子がみられます。

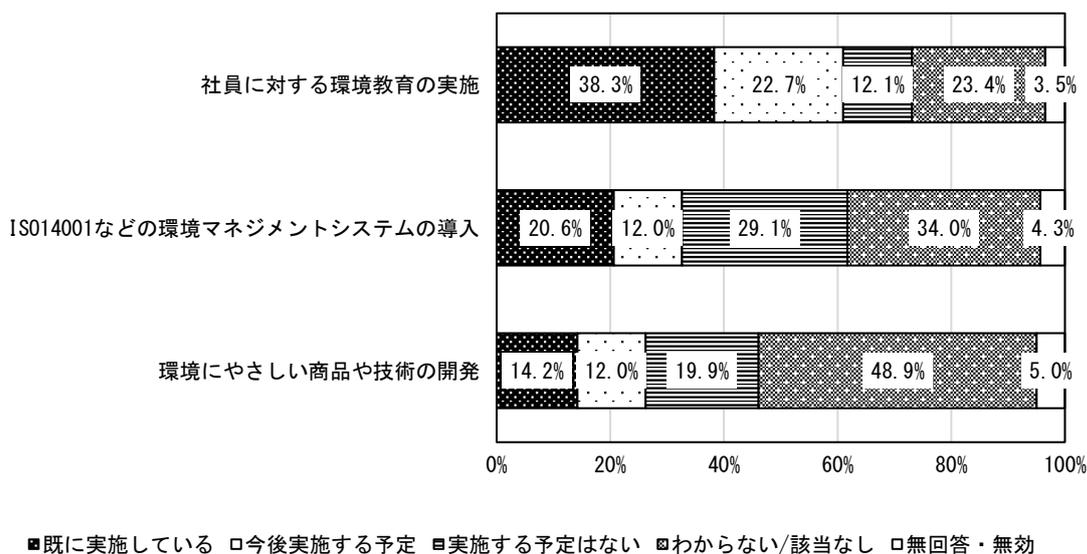


廃棄物対策について、回答全体では「実施済み」との回答が、「使用済み製品や容器等の回収」で61.7%と最も多く、次いで、「廃棄物の発生抑制及び減量化」が61.0%、「使い捨て製品の使用や購入の抑制」が56.0%の順となっています。

また、環境配慮型製品導入や使い捨て製品を減らす試みなどに半数以上の事業所が積極的に取り組む姿勢を示しています。



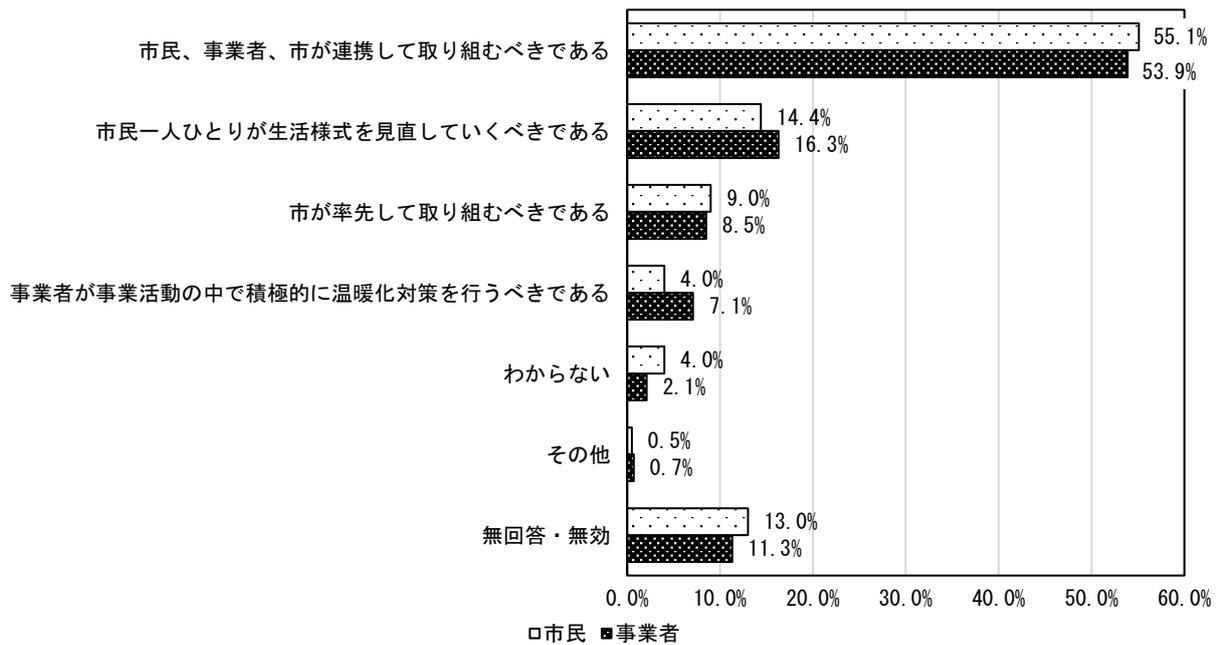
その他の取り組みについて、回答全体では「実施済み」との回答が、「社員に対する環境教育の実施」が38.3%と最も多く、次いで、「ISO14001などの環境マネジメントシステムの導入」が20.6%、「環境にやさしい商品や技術の開発」が14.2%となっています。



## ■市民・事業者共通アンケート結果（抜粋）

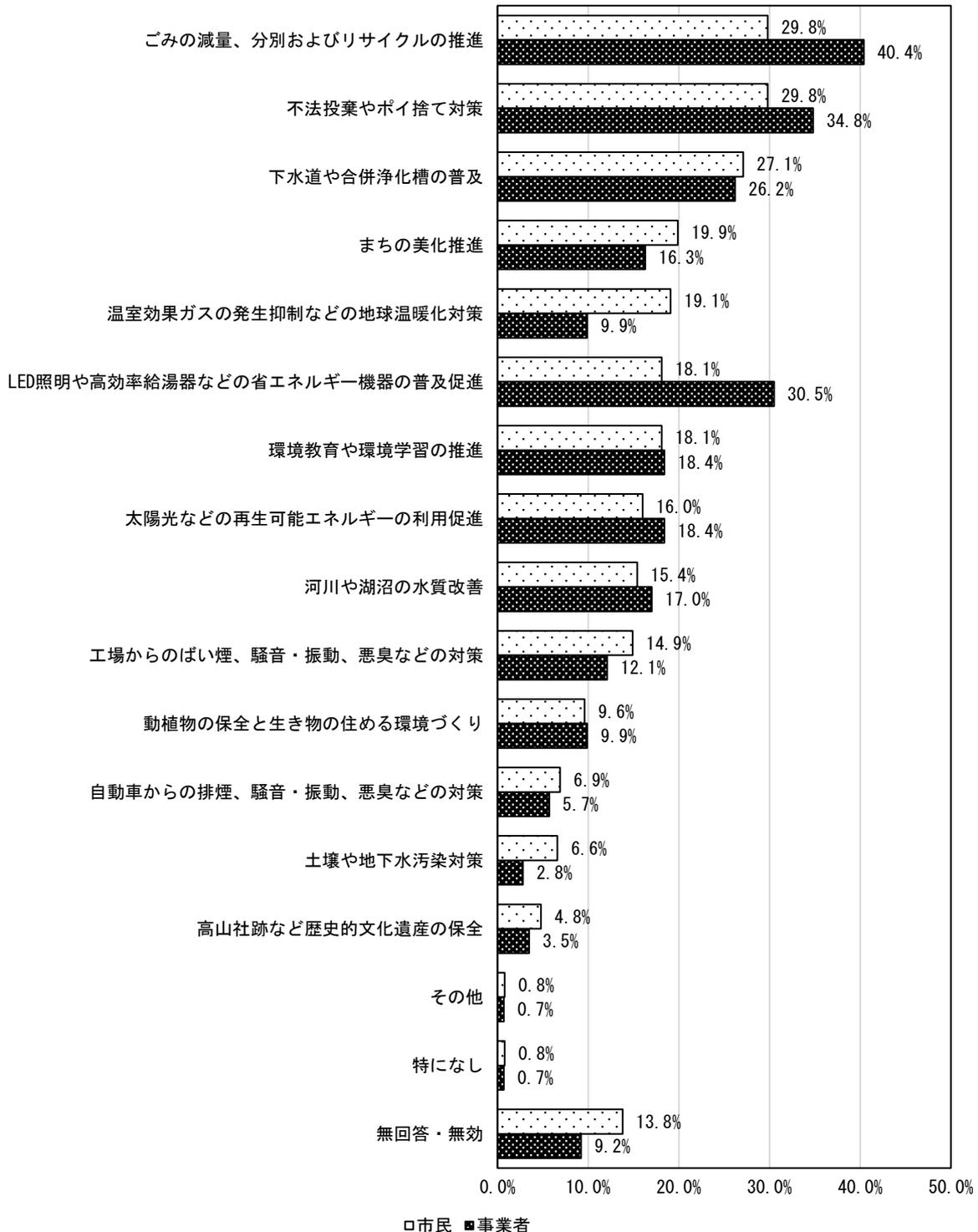
地球温暖化対策に向けた行動を進めるうえで重要なこと（単数回答）

地球温暖化対策に向けた行動を進めるうえで重要なことについて、市民、事業者共に「市民、事業者、市が連携して取り組むべきである」がそれぞれ55.1%、53.9%と最も高く、次いで「市民一人ひとりが生活様式を見直していくべきである」が14.4%と16.3%、「市が率先して取り組むべきである」が9.0%と8.5%、「事業者が事業活動の中で積極的に温暖化対策を行うべきである」が4.0%と7.1%、「わからない」が4.0%と2.1%、「その他」が0.5%と0.7%、「無回答・無効」が13.0%と11.3%の順となっています。



市が重点的に進めるべき環境への対策（複数回答）

市が重点的に進めるべき環境への対策について、市民、事業者共に「ごみの減量、分別およびリサイクルの推進」がそれぞれ29.8%、40.4%と最も高く、次いで「不法投棄やポイ捨て対策」が29.8%、34.8%、「下水道や合併浄化槽の普及」が27.1%、26.2%の順となっており、多くの人がごみの減量や不法投棄への対策を重点的に進めるべきと感じていると推察されます。



## 6 第2次藤岡市環境基本計画施策実施状況

第2次藤岡市環境基本計画における施策の実施状況の調査結果を以下に示します。

### I 大自然の豊かな恵みを次世代に伝えるまち

1. 清らかな水の保全					
(1) 水源の維持と水質の保全					
指標項目		基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
河川の水質基準達成率		86.0%	83.9%	90.0%	▲
取組	①水源の維持・管理	・森林整備計画に沿った水源のかん養機能のための間伐や伐採の実施(農林課) ・水源付近の廃棄物監視パトロールの実施(環境課、農林課、浄水課)		・地域住民や各種団体との協働による河川クリーン作戦の実施による水源地保護意識の高揚(土木課) ・浄水場見学会を通じた水源の美化意識の啓発(浄水課)	
	②水質の監視・保全	・河川水質調査による水質の監視(環境課) ・県と連携した地下水調査による水質の監視(環境課) ・水環境保全意識高揚のための広報(環境課)		・公共下水道への接続替え推進(下水道課) ・合併処理浄化槽転換補助金制度による合併浄化槽への転換推進(下水道課) ・河川クリーン作戦の実施(土木課)	
(2) 清流と水辺環境の保全					
指標項目		基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
水辺空間の整備率		-	-	↗	-
取組	①水辺空間の整備と利用の推進	・県営農地整備事業における環境に配慮した水路の整備による水辺空間の整備(農村整備課) ・野鳥観察会や水辺の外来生物講演会の開催(土木課)		・広報を用いたかん川水辺の楽校などイベント情報の周知(土木課) ・ヤリタナゴ保護団体と連携した美化運動および河川保護活動の実施(文化財保護課)	

2. 豊かな自然と貴重な生態系の保全					
(1) 森林の整備・保全					
指標項目		基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
森林整備率		2%	-	20%	-
取組	①森林の整備と活用	・地域森林計画(H27～H31年度)に基づく森林整備の推進(農林課) ・森林整備地域活動支援事業補助金を活用した森林施業や地域活動の支援(農林課)		・間伐材生産促進事業補助金の交付による間伐材利用支援(農林課) ・群馬緑の県民基金事業による自然観察会や森林整備体験の開催(農林課)	
(2) 貴重な動植物の保護と生態系の保全					
指標項目		基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
自然保護団体数		9団体	15団体	↗	○
自然保護活動者数		328人	541人	↗	◎
取組	①生態系全体を考慮した自然環境の保全	・ヤリタナゴ関連保護団体との協働によるヤリタナゴ保護活動およびヤリタナゴ観察会の開催(文化財保護課)		・鮎川親子釣り教室など体験教室の開催(生涯学習課) ・藤ウオークや冬桜ウオーク、駅からハイキングなどのイベントの開催(スポーツ課、秘書課)	
	②外来種対策等の推進	・広報・HPを利用した特定外来生物に関する情報提供(環境課)			

#### 【状況欄の見方について】

◎	目標を達成しているもの
○	目標を概ね達成または達成できそうなもの
▲	目標の達成がむずかしいもの

## II 誰もが快適に暮らせるまち

### 1. 快適で安らげる生活環境の確保

#### (1) 生活排水対策の推進

指標項目	基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
下水道の普及率	21.8%	32.1%	29.0%	◎
水洗化率(接続率)	77.6%	73.3%	85.0%	▲
合併処理浄化槽数	2,390基	5,643基	5,000基	◎
取組	①家庭からの排水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道への接続替え推進(下水道課)</li> <li>・合併処理浄化槽転換補助金制度による合併浄化槽への転換推進(下水道課)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、HPを用いた家庭における水質汚濁負荷削減の啓発(環境課)</li> <li>・資源ごみとしての廃食油の回収(清掃センター)</li> </ul>
	②事業活動からの排水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者との環境保全協定の締結(環境課)</li> <li>・県などと連携した水質汚濁事故への対応および指導(環境課)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・JAや県と連携した農業の適正使用などに関する講習会の開催(農林課)</li> </ul>

#### (2) 公害の未然防止

指標項目	基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
公害苦情件数	176件	178件	100件	▲
環境保全協定締結事業者数	52事業者	37 <sup>*1</sup> 事業者	70事業者	▲
取組	①公害苦情の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原因者に対する県や警察などの関係機関と連携した指導(環境課)</li> </ul>		
	②公害の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者との環境保全協定の締結(環境課)</li> <li>・プリウスなど低公害車の導入(財政課)</li> <li>・電気自動車用急速充電器の導入(商工観光課、にぎわい観光課)</li> <li>・市民に対するエコドライブの推進(環境課)</li> <li>・広報、HPを用いた野外焼却禁止の啓発(環境課)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携した野外焼却実施者に対する指導(環境課)</li> <li>・公共施設における空間放射線量の測定および測定結果の情報提供(環境課)</li> <li>・清掃センターにおけるダイオキシン類の測定調査の実施(清掃センター)</li> </ul>

\*1…旧協定から新協定へ移行した数値

### 2. 美しい景観、心和む風景の保全

#### (1) 自然景観の保全

指標項目	基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
緑の基本計画における住民満足度	45.0%	-	65.0%	-
取組	①自然景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三波川および冬桜の保護・活用の推進(にぎわい観光課、文化財保護課)</li> <li>・藤岡市景観条例の策定(都市計画課)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ふじの咲く丘」整備および「ふじまつり」「桜まつり」の開催による地域の景観資源の活用(商工観光課)</li> </ul>
	②農地・山林の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、JAと連携した帰農者に対するサポート体制の構築(農林課)</li> <li>・関係機関と連携した耕作放棄地の貸付による遊休農地の解消(農林課、農業委員会)</li> <li>・青年就農給付金交付事業による新規就農者の確保(農林課)</li> <li>・県営農地整備事業による農地の集積(農林課)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林育成に関わる林道の整備(農林課)</li> <li>・国、県の補助事業を活用した森林整備の実施(農林課)</li> <li>・ららん藤岡を活用した地元農産物の販売による地産地消の推進(商工観光課)</li> <li>・学校給食における地元農産物の活用(給食センター)</li> </ul>

#### (2) 街並み景観と緑地の保全

指標項目	基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
景観満足度	-	61.5%(※H24実績)	↗	-
市街地公園利用者数	424,138人	370,736人	700,000人	▲
1人当たり都市計画公園面積	10.9㎡	13.3㎡	68.8㎡	▲
取組	①市街地における景観の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・藤岡市景観条例の制定および行為者に対する指導(都市計画課)</li> <li>・屋外広告物条例および行為者に対する指導(都市計画課)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設、公園への藤棚の設置(都市施設課)</li> </ul>
	②緑地・公園の整備、自然とふれあう活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桜まつり、ふじまつりなどの広報推進、SNSの活用によるPR(商工観光課)</li> <li>・桜山やふじの咲く丘、高山社跡などを活用したスポーツイベントの開催(スポーツ課)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・誕生記念樹の配付(都市施設課)</li> <li>・関係機関と連携した苗木の配付(農林課)</li> <li>・グリーンカーテンの推進(環境課)</li> </ul>

### Ⅲ 地球の未来に向けて環境づくりに取り組むまち

#### 1. 地球温暖化対策の推進

(1) 温室効果ガスの排出抑制					
指標項目		基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
市役所のCO <sub>2</sub> 排出量削減率		0 % (基準年度)	2.4 %	10.0 %	▲
取組	①地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定による温暖化対策の推進(環境課)</li> <li>・住宅用太陽光発電システム設置費補助制度による温室効果ガスの削減(環境課)</li> <li>・公共施設への太陽光発電設備導入による温室効果ガスの削減(各施設所管課)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、HPを用いた節電・省エネ活動の情報提供(環境課)</li> <li>・公共施設へのグリーンカーテンの設置による市民、事業者への啓発(環境課)</li> <li>・公共施設・公園の緑化(都市施設課)</li> <li>・国、県の補助事業を活用した二酸化炭素吸収源である森林整備の実施(農林課)</li> </ul>	
	②省資源・省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、HPによる省エネ活動に関する情報提供(環境課)</li> <li>・公共施設へのLED灯など省エネ機器導入(各施設所管課)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に対するバス利用割引制度による公共交通機関の利用促進(地域安全課)</li> <li>・電気自動車用急速充電器の設置(商工観光課、にぎわい観光課)</li> </ul>	
(2) 新エネルギーの導入の推進					
指標項目		基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
太陽光発電システム導入助成制度利用世帯数		0 世帯	1,446 世帯	200 世帯	◎
取組	①地域特性に応じた新エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用太陽光発電システム補助制度による新エネルギーの導入促進(環境課)</li> <li>・市有施設への太陽光発電設備の導入(各施設所管課)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、事業者との協働による新エネルギーの活用を検討および検討結果による小水力発電の設置(環境課)</li> </ul>	
	②新エネルギーの導入に向けた体制・システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用太陽光発電システム補助制度による新エネルギーの導入促進(環境課)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、HPによる省エネ、新エネに関する情報提供(環境課)</li> </ul>	

#### 2. 資源循環型の地域社会の形成

(1) ごみの減量とリサイクルの推進					
指標項目		基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
一般廃棄物の総排出量		29,904 t	27,980 t	27,540 t	○
一般廃棄物の再生利用率		13.7 %	20.6 %	18.0 %	◎
取組	①廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ごみ出しカレンダー」や「ごみの分け方・出し方」の毎戸配布によるごみ処理に関する情報提供及び分別の推進(清掃センター)</li> <li>・資源ごみの分別回収、小型家電のリサイクル、リサイクルプラザでの再利用化などによる3Rの推進(清掃センター)</li> <li>・小学生へのマイバッグ配付によるマイバッグ持参運動の推進(環境課、～H23)</li> <li>・県と連携したレジ袋削減店頭啓発の実施(環境課)</li> <li>・広報、HPによる資源物収集量や再生利用状況等についての情報提供(清掃センター)</li> <li>・生ごみ処理容器購入費補助制度による生ごみの減量(清掃センター、～H24)</li> <li>・資源ごみの分別品目の追加(清掃センター)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・剪定枝粉砕機貸出制度創設によるごみの減量(清掃センター)</li> <li>・塵芥収集所設置管理要綱やごみ分別指導管理委託料交付制度によるゴミステーションの適正管理及び分別の指導(清掃センター)</li> <li>・資源集団回収事業奨励補助制度によるリサイクルの推進(清掃センター)</li> <li>・藤岡市グリーン購入基本方針による環境配慮製品の率先購入(環境課)</li> <li>・市内施設見学会の開催による清掃センター見学とごみ減量の啓発(秘書課、清掃センター)</li> <li>・焼却灰の再資源化によるリサイクル率の向上(清掃センター)</li> <li>・清掃センター長寿命化計画に基づく処理施設の適切な維持管理(清掃センター)</li> </ul>	
	②不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄発生時の県・警察と連携した迅速な対応の実施(環境課)</li> <li>・不法投棄情報の記録(環境課)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「不法投棄禁止」看板の配付(環境課)</li> <li>・広報による啓発(環境課)</li> </ul>	

#### IV すべての人が環境保全について学び、実践するまち

1. 環境教育・環境学習の推進					
(1) 環境保全についての意識啓発、環境に対する理解増進					
	指標項目	基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
	子どもエコクラブ加入団体数	0 団体	1 団体	16 団体	▲
取組	①あらゆる場での環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座による環境学習の実施(生涯学習課、環境課)</li> <li>・学校指導要領に基づく環境学習授業の実施(学校教育課)</li> <li>・小中学校におけるリサイクル・環境美化活動を通じた環境保全意識の啓発(学校教育課)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食における食育の実施(学校教育課、給食センター)</li> <li>・小水力発電の設置による環境教育の場の創設(環境課)</li> </ul>	
	②環境保全についての意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、HPを用いた環境保全に対する意識啓発(環境課)</li> <li>・小水力発電の設置による環境教育の場の創設(環境課)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・HPなどによる子どもエコクラブについての情報提供(環境課)</li> </ul>	
(2) 環境情報の提供、情報公開の推進					
	指標項目	基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
	環境アドバイザー登録者数	11 人	11 人	30 人	▲
取組	①環境情報の提供、環境学習の場所・機会の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小水力発電の設置による環境教育の場の創設(環境課)</li> <li>・HPなどによる環境アドバイザーについての情報提供(環境課)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、HPによる環境情報の提供(環境課など)</li> <li>・小学校での環境保全活動や尾瀬学校の実施(学校教育課)</li> <li>・児童向け環境学習書籍の収集(図書館)</li> </ul>	
2. 環境保全活動の推進					
(1) 主体的な環境保全活動等の推進					
	指標項目	基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
	環境活動市民団体数	34 団体	121 団体	100 団体	◎
	環境美化活動への参加者数	1,550 人	4,669 人	2,500 人	◎
	環境認証取得事業者数	53 事業者	96 事業者	100 事業者	○
取組	①一人ひとりの環境保全の取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民や各種団体などとの協働による河川クリーン作戦実施による環境美化の推進(土木課)</li> <li>・美化活動用ごみ袋の無料配布による地域美化に対する奉仕精神の醸成(環境課)</li> <li>・不法投棄、ごみの散乱防止のに向けた啓発看板の配付(環境課)</li> <li>・広報、HPによる地域美化に対する意識啓発(環境課)</li> <li>・地域美化活動推進事業制度の創設による環境保全活動の育成及び活性化(環境課)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害防止施設整備資金に対する利子補給制度による事業者への公害防止対策の推進(環境課)</li> <li>・環境関連功労者に対する表彰・顕彰への推薦(環境課)</li> <li>・ISO認証取得支援制度による環境認証取得の支援(商工観光課)</li> <li>・HPによる環境認証制度についての情報提供(環境課)</li> <li>・公共工事における環境に配慮した製品の活用(契約検査課、工事を発注する各課)</li> </ul>	
	②地域コミュニティの活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源集団回収事業補助制度やごみ袋無料配布制度などによる地域コミュニティの活性化(担当各課)</li> </ul>			
(2) 協働のための仕組みづくり					
	指標項目	基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
	アダプトプログラム登録件数	0 件	64 件	120 件	▲
取組	①市民、事業者、市が協働した環境保全の取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民や各種団体との協働による美化活動(藤岡まつり、河川クリーン作戦、道路クリーン作戦、ごみゼロ活動など)の実施による環境保全活動の取り組みの推進(担当各課)</li> <li>・事業者との環境保全協定締結による地域の環境美化活動への支援要請(環境課)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域美化活動推進事業制度(アダプトプログラム)の創設による環境保全活動の推進(環境課)</li> <li>・各種研修会などを通じた県、近隣市町村とのネットワークの構築(環境課)</li> </ul>	
	②地域コミュニティの活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源集団回収事業補助制度やごみ袋無料配布制度などによる地域コミュニティの活性化(担当各課)</li> </ul>			

## 7 用語の説明

### 【あ行】

#### アスベスト

石綿とも呼ばれる、天然に存在する繊維状の鉱物のこと。耐熱、耐圧、耐摩耗、耐薬品性に富む特性のため、建築物の断熱材や吸音材等に広く利用されていた。しかし、肺がんや中皮種の原因になることが明らかになり、現在では使用が禁止されている。古い建築物の解体工事に伴う粉じんが問題となっており、各種の規制・対策が講じられている。

#### 一酸化炭素

無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成される。環境中の主な発生源は自動車排出ガスである。血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響の他、温室効果のあるメタンの寿命を長くする働きがある。

#### ウォームピズ

地球温暖化防止の一環として、秋冬のオフィスの室温を 20℃にし、暖かい服装を着用するビジネススタイルのこと。「ピズ」はビジネスの意味で、暖房に頼りすぎず、暖かく効率的に働くことができる新しいビジネススタイルの意味が盛り込まれている。「クールピズ」の冬版として、環境省により提唱された。

#### エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取り組みを進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツールのこと。幅広い事業者に対して環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取り組みに関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。

#### エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念のこと。主な内容は、駐停車時のアイドリングストップの励行、経済速度の遵守、穏やかなアクセル操作、適正なタイヤ空気圧の点検などが挙げられる。

#### 温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める効果がある。これらのガスを温室効果ガスと呼び、その約 8 割を二酸化炭素が占めている。産業革命以降、温室効果ガスの大気中濃度は上昇しており、温室効果が加速している。京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の他 HFC 類、PFC 類、SF<sub>6</sub> が削減対象の温室効果ガスと定められている。

### 【か行】

#### カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量（人為的なもの）」を差し引いて、合計量を実質的にゼロにすること。

#### 外来種

国外や国内の他地域からある地域に人為的（意図的または非意図的）に導入されることにより、本来の自然分布域を越えて生息または生育することとなる生物種をいう。外来種の中には、導入先の生態系、農林水産業や人の生命・身体へ著しい影響を生じさせるものがあるが、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっており、特に侵略的な外来種といわれている。

#### 合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯等からの排水）を併せて処理することができる浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。浄化槽法の改正等によって、単独処理浄化槽の新設は実質的に禁止されているため、現在では「合併処理」をつけなくても、浄化槽といえは合併処理浄化槽を意味するようになっている。

#### 簡易水道

水道法上、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する水道のうち、給水人口が 100 人を超え 5,000 人以下であるものをいう。簡易水道

事業は、水道法上では、給水人口が5,000人以上の水道事業と概ね同じ扱いであるが、小規模簡易水道事業については、消火栓設置義務が免除されるなどの若干の特例が設けられている。

### 環境アドバイザー制度

地域における環境保全活動の牽引役になって頂くことを目的とした環境ボランティアの登録制度のこと。群馬県環境アドバイザー登録者には、群馬県から研修の機会や環境に関する情報が提供される。

### 環境カウンセラー

市民や事業者などに対して、環境保全活動の推進のために、助言などの支援ができる人材として登録された人材のこと。環境省が制度を創設した。市民や市民団体などからの環境問題、環境保全活動、組織運営などに関する相談、助言、環境学習講座の講師、環境関連事業などの企画・運営を助言する「市民部門」と、事業者からの環境保全の具体的な対策、環境活動評価プログラムなどに関する相談・助言を行う「事業者部門」の2つの登録部門が設置されている。

### 環境基準

環境基本法第16条に基づいて、国が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準のこと。国は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に努めなければならないとされている。これに基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。

### 環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、国全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めたもの。環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて案を作成し、閣議決定により国の計画として定めることとされている。1994年に第1次計画が策定され、2000年の改定を経て、2006年に第3次計画が定められた。

### 環境GS（ぐんまスタンダード）認定制度

県内事業者が、温室効果ガスを持続的に削減するための計画（Plan）を立て、実行

（Do）、点検（Check）、見直し（Action）を行う体制、いわゆる「環境マネジメントシステム」を整備し、これを組織的に運用することを支援するもの。その取り組みを群馬県が認定・公表し、地球温暖化防止に努める事業者の活動を広くPRする。

### グラスゴー気候合意

2021年に開催されたCOP26にて採択された、国際的な取り決め。パリ協定の目標をアップデートしたもので、産業革命前からの温度上昇を2100年までに1.5℃に抑えるという目標が明記された。

### クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの室温を28℃にし、それに応じた軽装化するビジネススタイルのこと。「ビズ」はビジネスの意味で、涼しく効率的に働くことができるノーネクタイ・ノー上着といったあたらしいビジネススタイルの意味が盛り込まれている。環境省によって提唱された。

### グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性を十分に考慮し、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することを指す。わが国では、グリーン購入の取り組みを促進するために、1996年2月に企業・行政・消費者によるネットワークとしてグリーン購入ネットワーク（GPN）が設立された。また、平成13年には、国等によるグリーン調達促進を定めるグリーン購入法が制定されている。

### グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型余暇活動の総称。都市住民の自然・ふるさと志向とこれに対応して豊かなむらづくりを進めようとする農山漁村の動き、特に、都市と農山漁村の交流を求める動きを背景として、農林水産省が主導。農業体験、農山漁村地域の自然体験、農山漁村地域の生活体験など、農山漁村が育んできた自然、生活・文化のストックを広く人々に開放し、人間性豊かな余暇活動を提供するとともに、農山漁村地域の自然環境の保全や生活・文化基盤の充実、新たな産業の創出による若者の定住促進など、農山漁村地域の活性化を目指した活動が各地で展開されている。

## ぐんま5つのゼロ宣言

群馬県が、災害に強く、持続可能な社会を構築及び県民の幸福度を向上させるため、2019年に宣言した。「自然災害による死者ゼロ」、「温室効果ガス排出量ゼロ」、「災害時の停電ゼロ」、「プラスチックごみゼロ」、「食品ロスゼロ」の5つの目標で構成されている。

## 光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称のこと。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがある。常時監視の測定データが1時間値で0.12ppmを越え、気象条件からみて汚染が継続すると認められる場合、光化学オキシダント注意報が発令される。

## 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

## 【さ行】

### 里山

奥山等の手つかずの自然地域と都市地域の中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域のこと。集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域の概念を指す。

## 循環型社会

地球環境保全、廃棄物リサイクルの機運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として提示された概念を指す。2000年には、循環型社会を目指す「循環型社会基本法」が制定された。同法では循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義した。同法は、循環型社会を構築する方法として、ごみを出さない、出たごみはできるだけ利用する、どうしても利用できないごみはきちんと処分する、

の3つを提示している。

## 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、国全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などを定めた計画のこと。2003年に第1次計画、2008年に第2次計画が閣議決定・国会報告された。同計画は、循環型社会のイメージを明らかにするとともに、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー指標」等についての数値目標、国の取り組み、各主体の役割等を定めている。

## 小水道

給水人口が30人以上100人以下であり、導管及びその他の工作物により水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体で、水道法に規定する水道事業及び水道用水供給事業の用に供する水道並びに専用水道以外のものをいう。群馬県小水道条例第2条第2項に規定される。

## 焼成処理

焼成とは、原料を高熱で焼くことにより固体の性質に変化を生じさせることで、固体粉末を融点よりも低い温度で加熱することで、焼結体という密度の高い物質になる現象を利用した処理のこと。

## 食育

食の安全性や栄養、食文化などの食物に関する知識と「食」を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践することができる人間を育てる教育のこと。

## 再生可能エネルギー

石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称を指す。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」では、「石油代替エネルギーのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが特に必要なもの」と位置付けられている。

## 水域類型

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の基準については、河川、湖沼、海域別に利水目的に応じた水域を区切ってAA～Eまでの6段階で類型を設けている。pH、

BOD 等の項目について、それぞれの水域類型毎に環境基準を定め、各公共水域に水域類型のあてはめを行うことにより、当該水域の環境基準値が具体的に示されている。藤岡市の河川、湖沼については、神流川と鐺川がA類型、烏川がB類型に指定されている。

### 生活雑排水

生活排水は、水質汚濁防止法によれば、「炊事、洗濯、入浴等の人の生活に伴い公共用水域に排出される水(排水を除く。)」と定義されている。生活排水の中でし尿を除いたものを生活雑排水という。未処理で河川等に放流されると汚濁負荷が増大するため、下水処理施設や合併処理浄化槽での処理が必要である。

### ゼロ・エミッション

あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物の排出(エミッション)をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すもの。国連大学が提唱し、企業や自治体で取り組みが進んでいる。

## 【た行】

### 単独処理浄化槽

生活排水の処理において、し尿のみを処理する処理装置のこと。し尿以外の台所排水や洗濯排水などの雑排水は未処理のまま河川などに放流されるため、今日の水質汚濁の大きな原因となっている。このため、し尿と雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽が開発された。2001年に改正された浄化槽法では、単独処理浄化槽の新設は実質的に禁止されたが、既に設置されている多くの単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換することが課題となっている。

### ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を併せてダイオキシン類と定義している。塩素と有機物(ベンゼン環)存在下で、銅を触媒にして生成する。特に250~400℃の比較的低温で、有機塩素を含むプラスチックを不完全燃焼すると発生しやすい。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、

急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律

国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みとして、1998年に成立した。2016年には、地球温暖化対策計画に定める事項に温室効果ガスの排出抑制等のための普及啓発の推進及び国際協力に関する事項が追加された。

## 【な行】

### 二酸化硫黄

腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。硫黄分を含む石油や石炭などの燃焼時に発生する。また、鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄分が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出する。二酸化硫黄による汚染大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。代表的な例として、かつての四日市ぜんそくがあげられ、窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質としても知られている。

### 二酸化窒素

窒素の酸化物で赤褐色の気体。発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生じる物質。呼吸器系の炎症等で人の健康に影響を与える。

## 【は行】

### バイオマス

もともとは生物(bio)の量(mass)のことであるが、今日では再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く)をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物を資源とするものを指す。エネルギーになるバイオマスの種類としては、家畜ふん尿、食品廃棄物、建設廃材・林地残材等の廃木材、製紙工場からの黒液、下水汚泥などがある。バイオマスエネルギーは二酸化炭素の発生が少ない自然エネルギーで、古くから薪や炭のように原始的な形で利用されてきたが、今日では新たな各種技術による利用が可能になり、化石燃料に代わるエネルギー源として期待されている。

## パリ協定

2015年に開催されたCOP21にて採択された、国際的な取り決め。京都議定書の後継として、主に2020年以降の気候変動問題についての枠組みとなる。

## 非メタン炭化水素

炭素と水素からなる炭化水素のうちメタンを除くものの総称のこと。この物質の濃度が高いほど、光化学オキシダントの発生につながりやすい。発生源は、自動車排出ガス、塗装・洗浄工場からの放出、石油タンクやガソリンスタンドからの揮発である。

## ふじおか5つのゼロ宣言

ぐんま5つのゼロ宣言の表明を受け、令和2年に表明した。ぐんま5つのゼロ宣言と同じく、「自然災害による死者ゼロ」、「温室効果ガス排出量ゼロ」、「災害時の停電ゼロ」、「プラスチックごみゼロ」、「食品ロスゼロ」の5つの目標で構成されている。

## 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な大気汚染物質のひとつ。環境基本法に基づいて定められる環境基準では、粒径が10 $\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}$ =100万分の1m）以下のものと定義している。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うものの他、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。また、粒子として排出される一時粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子がある。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し、人の健康に影響を及ぼす。

## 保健休養林

人に安らぎを与え、心身の緊張をほぐす効果のある森林のこと。国や地方自治体の制度の下で指定され、ハイキング、キャンプ、森林浴等の屋外でのレクリエーションの場として活用されている。

## 【ら行】

### レッドリスト

環境省では、レッドデータブックの改訂作業に際して、分類群毎にまず絶滅のおそれのある種のリストを作成し、次に、このリストに基づいてレッドデータブックを編集するという2段階の作業を実施している。リストは専門家による検討を踏まえ、絶滅の危険性を評価し作成される。選定された絶滅のおそれのある種のリストを「レッドリスト」と呼ぶ。

## 【わ行】

### ワンド

川の本流とつながっているが、水制などに囲まれて池のようになっている場所のこと。魚など水生生物に安定した生息環境を与え、とともに、様々な植生が繁殖する場ともなっている。河川に生物多様性をもたらすひとつの機能として見直されており、護岸整備をする際にワンドを形成させるケースも出て来ている。漢字では「灣処」と書き、小さな入江を意味する。

## 【英数字】

### BOD（生物化学的酸素要求量）

BODとは、Biochemical Oxygen Demandの略称で、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量を示し、河川の有機汚濁を図る代表的な指標のこと。環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。また水質汚濁防止法に基づく排水基準が定められている。10mg/ℓ以上で悪臭の発生等がみられ、値が大きいほど水質汚濁は著しいことになる。

### COP21

「気候変動枠組条約締約国会議」（Conference of Parties）の略称であり、地球温暖化対策に地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場を指す。2015年に第21回目の会議がパリ（フランス）で開催され、この会議をCOP21またはパリ会議と呼び、その際採択されたものがパリ協定である。

### COP26

2021年にグラスゴー（イギリス）で開催された、第26回目の「気候変動枠組条約締約国会議」を指す。この会議でパリ協定の目標をアップデートしたグラスゴー気候合意が採択された。

### ISOシリーズ

国際規格認証機構（ISO：International Organization for Standardization）が発効させた国際統一規格としての環境マネジメント規格のこと。ISO14000シリーズとしていくつかの規格があるが、ISO14001（環境マネジメントシステム規格）が認証登録制度となっている。環境マネジメントシステムを

経営システムの中に取り入れていることを意味し、環境に配慮した経営を自主的に行っている証明となる。ISO14001 を取得した企業は、その成果を環境報告書として公表することや取引先に対してグリーン調達を求めようになっている。

## 5R

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース (Reduce: 廃棄物等の発生抑制)」「リユース (Reuse: 再使用)」「リサイクル (Recycle: 再生利用)」の3つの頭文字をとって3Rと呼ばれる。これに「リフューズ (Refuse: ごみになるものを買わない)」、「リペア (Repair: 修理して使う)」を加えて5Rという。なお、群馬県ではリペアでなく「リスペクト (Respect: 大切に長く使う)」を加えている。



---

## 藤岡市環境基本計画（改訂版）

令和5年3月

発行 藤岡市 森林環境部 環境課  
〒375-8601  
群馬県藤岡市中栗須 327 番地  
TEL 0274-22-1211（代表）  
FAX 0274-24-9268  
E-mail [kankyo@city.fujioka.gunma.jp](mailto:kankyo@city.fujioka.gunma.jp)  
URL <https://www.city.fujioka.gunma.jp>

---



ふじの咲く丘